

1. 開催年月日

予算決算常任委員会厚生分科会 令和8年3月16日（月曜日）

2. 議 題

議案

- 市第4号 令和8年度高知市一般会計予算中当分科会審査分
- 市第6号 令和8年度高知市国民健康保険事業特別会計予算
- 市第10号 令和8年度高知市へき地診療所事業特別会計予算
- 市第11号 令和8年度高知市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 市第12号 令和8年度高知市介護保険事業特別会計予算
- 市第13号 令和8年度高知市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 市第16号 令和7年度高知市一般会計補正予算中当分科会審査分
- 市第20号 令和7年度高知市介護保険事業特別会計補正予算
- 市第33号 高知市東部健康福祉センター条例の一部を改正する条例議案
- 市第34号 高知市南部健康福祉センター条例の一部を改正する条例議案
- 市第35号 高知市西部健康福祉センター条例の一部を改正する条例議案
- 市第36号 高知市土佐山健康福祉センター条例の一部を改正する条例議案
- 市第38号 高知市福寿園条例の一部を改正する条例議案
- 市第40号 高知市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例議案
- 市第49号 高知市保健福祉センター条例の一部を改正する条例議案

3. 出席委員

- 甲木 良作 分科会長
- 岡田はるか 副分科会長
- 伴 武澄 委員
- 岡崎 豊 委員
- 上田亜矢子 委員
- 大田 芳男 委員
- 山根 堂宏 委員
- 氏原 嗣志 委員

4. 欠席委員

なし

5. 説明のために出席した者

- 橋本 和明 健康福祉部長
- 豊田 誠 健康福祉部健康推進担当理事保健所長事務取扱
- 入木 栄一 健康福祉部副部長
- 明坂 啓司 健康福祉部福祉事務所長
- 大野 正貴 こども未来部長
- 和田 典子 こども未来部理事こどもみらいセンター長事務取扱
- 山中 理枝 こども未来部副部長
- 阿部 孝典 こども未来部こども支援担当参事兼健康福祉部健康推進担当参事
ほか関係職員

〔午前10時 1 分開会〕

甲木良作分科会長

ただいまから、予算決算常任委員会厚生分科会を開会いたします。

お手元に配付してあります次第書に記載のとおり、予算決算常任委員会から当分科会に送付された議案について審査を行います。

審査の順序は、お手元に配付の次第書のとおりといたします。

健康福祉部は、福祉事務所所管分と福祉事務所以外の所管分に分けて審査を行います。

まず、福祉事務所以外の所管分について、議案の説明を求めます。

橋本和明健康福祉部長

資料の配付をさせていただきます。

甲木良作分科会長

お願いします。

〔資料配付〕

橋本和明健康福祉部長

それでは、福祉事務所以外分の予算について、副部長から説明させていただきます。

入木栄一健康福祉部副部長

それでは、令和 8 年 3 月市議会定例会予算決算常任委員会厚生分科会説明資料の 1 ページをお願いします。

全体の概要について御説明します。

令和 8 年度健康福祉部の歳出予算額については、対前年度比で1,600万円余り増加の約600億円となりました。これに対して、一般会計の高知市全体の予算額は44億円、2.7%増の1,684億円となりましたので、一般会計に占める健康福祉部の予算の割合については、前年度から0.9ポイント減少しまして、35.7%となっております。

主な増加要因としては、障害サービスの介護給付・訓練等給付費で約12億円、養護老人ホーム措置費で1.4億円余り、動物愛護センター整備事業費負担金で約4.2億円の増となっております。

一方、減少要因としては、一般会計から特別会計への繰出金である介護保険の介護給付費等繰出金が1.4億円、国民健康保険事業特別会計の繰出金が2.6億円減少したほか、生活保護費で0.5億円、新型コロナウイルスワクチン接種事業関連経費で約 2 億円の減少となっております。

続きまして、特別会計ですが、健康福祉部には 4 つの特別会計がありまして、総額は 0.1%、0.46億円増となって、合計約724億円となりました。

個別に見ますと、まず国民健康保険事業特別会計については、年齢到達による後期高齢者医療制度への移行に伴う被保険者の減少等により、対前年度比でマイナス0.6%、約1.9億円減少しました。へき地診療所事業特別会計は、人件費等の増により1.8%の増加、介護保険事業特別会計は、介護事務費が減少しまして、対前年度比マイナス0.3%、約1.1億円の減少となり、後期高齢者医療事業特別会計は、被保険者の増等により約 5 %、約3.4億円の増となりました。

これにより、市全体の特別会計に占める健康福祉部の割合は、総計で前年度69.4%から4.2ポイント減少の65.2%になりました。

以上が概要です。

重点施策の概要の冊子の10ページをお開きください。

B、安心の環の地域保健課のRSウイルスワクチン接種事業です。

1、事業目的は、2歳までの乳幼児のほとんどが感染すると言われ、特に乳児期早期に罹患しますと、肺炎等の感染症が重症化する可能性がありますRSウイルス感染症の発症予防及び重症化予防を目的とします。

2、事業年度は令和8年度からの新規事業で、3、事業費は5,690万3,000円です。

4、事業概要及び令和8年度の事業内容は、RSウイルスワクチンは、8年4月1日から、予防接種法上の定期予防接種、いわゆるA類疾病に位置づけられるため、県内の委託医療機関において個別接種を実施することとなります。

RSウイルスワクチンについては、全国に先駆けて須崎市が接種を開始しましたが、そのワクチンは1歳未満の乳児に直接接種するタイプのものです。今回のワクチンは、妊娠28週0日から36週6日までの妊婦さんが対象で、妊婦が接種しますと母体内で抗体がつくられ、胎盤を通じて胎児へ移行することで、生まれたときから予防効果を得ることができるものです。接種費用は全額公費負担で、自己負担なしとなります。

5、成果目標・事業効果については、RSウイルスワクチンの定期予防接種は、接種可能期間が大変短いため、希望する方が期間内に接種できるよう、接種体制の整備及び個別の勧奨を行ってまいります。

続いて、11ページをお願いします。

生活食品課の動物愛護センター整備事業費負担金です。

1、事業目的ですが、県市で共同運営しております中央小動物管理センター施設の老朽化や動物愛護機能の不足によりまして、このたび高須にあります浄化センター敷地内に新たに動物愛護センターを設置することとなりました。令和5年度から整備事業を開始しておりますが、8年度はいよいよ本体工事に着手することとなりました。

3、令和8年度事業費については、高知市負担分として5億7,300万円です。費用の負担率については、外構を含む建築主体工事については県市それぞれ占有面積に応じて、県が0.5383、市が0.4617とし、それ以外の部分は県市1対1となっております。

4、令和8年度の事業内容については、主体工事・電気工事・設備機器整備の一部となっております。順調に工事が進めば、9年度の秋に完成、開所の予定です。

重点施策については以上となります。

続きまして、本日お配りしたA4横の資料を御用意ください。

事務事業の見直しについて説明します。

本議会でも幾つか御質問をいただきましたので、健康福祉部の見直した事業の中で、市民サービスに影響の大きいと思われる事業について、お配りしております資料で説明します。

まず、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業費です。

こちらは、在宅の寝たきりの高齢者等に対しまして、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを提供する事業です。本事業の利用者数は年々減少しておりまして、その要因として、利用対象者である身体障害者や要介護高齢者の方については、障害福祉制度や介護保険制度において、特

殊マットの給付やレンタルサービスがあること、また事業開始時に比べまして、洗濯可能な布団や買い換えやすい価格帯の布団が出ており、クリーニングに出す方が減ってきていること等による本事業の利用者の減少を踏まえまして、事業終了の判断に至りました。

続いて、ワンコインサービス事業費補助金です。

こちらは、高知市シルバー人材センターが行います30分程度の作業を500円、ワンコインで行うワンコインサービス事業に対して補助金を支給するものです。本事業の受注件数も年々減少しており、その要因としては、社会情勢の変化や地域包括ケアシステム構築の推進等により、高齢者の日常生活を支える取組が多様化し、利用者の選択肢が増えたこと、それからシルバー人材センターにおいてワンコインサービスを提供する会員が減ってきていることなどが考えられます。また、本事業は、事業開始以降、ずっと赤字運営が継続していることや、利用者や地域に偏りがあるなど利用が限定的なものであることから、事業効果や事業の継続性等について総合的に勘案し、支援の継続は難しいと判断したものです。

続きまして、家族介護用品支給費です。

在宅で要介護者を介護している家族の経済的負担軽減のため、おむつ等の介護用品と交換できる引換券を支給する事業です。本事業は、介護保険法により上限が定められております地域支援事業の枠組みの中で行われておりますが、国は平成27年度以降、この事業を地域支援事業の対象外としており、事業を実施している自治体に対しては、事業の廃止・縮小を強く求めてきております。本市は、その当時から既に事業を実施していた自治体ということで、例外的な経過措置によりこれまで事業実施が認められていましたが、令和6年度には支給額を減額するなど、縮小も図りながら継続してまいりました。しかし、介護保険事業を財源とする事業費が年々拡大しており、このままでは介護保険料の増額にもつながること、また本事業が同居家族など介護者を支給対象としており、単身世帯の場合は支給対象外となるなど公平性の観点からも課題があり、やむを得ず事業廃止の判断に至りました。

続きまして、高齢者住宅リフォーム事業費です。

こちらは、手すりの取り付けなどの住宅の改修工事を行う際に、介護保険制度の住宅改修費の上限を超える費用の一部を補助するものです。この事業は、平成7年度に始まった事業で、12年に介護保険制度が開始されてからは、同じ住宅改修費のサービスが介護保険法の中に設けられましたので、その上乘せ分として内容を変更して続けてきたものですが、最近は申請が少なくなり、ほとんどの方が介護保険制度の住宅改修費の利用により必要な改修ができている状況を踏まえまして、事業を廃止することといたしました。

その次、配食サービス事業費です。こちらは、食事の確保が困難な在宅の要援護高齢者に対し、栄養バランスの取れたお弁当の配達と、そのときに安否確認を行うサービスです。本事業も地域支援事業の枠組みの中で行われており、事業費の拡大は介護保険料の増額に直結することとなっております。これまでは、世帯の課税状況に応じた支援を行ってまいりましたが、配食サービスの利用者数が年々増加し、事業費が増大している状況を踏まえまして、真に必要な方への支援を継続していくため、やむを得ず課税世帯の方を本事業の対象外とすることとしたものです。

なお、このサービスの対象外となっても、自費利用の方に対しては引き続き安否確認等のサービスを行っていただけることとなっております。

続きまして、春野デコの里管理運営費について、介護予防拠点として春野にあります春野デ

コの里を適切に管理運営するもので、NPO法人春野デコの里に運営を委託しております。こちらは、受益者負担の観点から、市が定める利用者負担上限額をそれぞれ100円ずつ増額するもので、なごやか宅老事業等の見直しと同じような取扱いとしております。

なお、上限額の設定はしましたが、実際の負担額については運営する法人が決定します。

続いて、外出支援サービス事業費です。

こちらは、旧土佐山村との合併協議により開始された事業で、路線バス等の利用が困難な高齢者等を病院に移送するサービスです。現在導入しておりますデマンドタクシーのサービスに伴い本来整理が必要であった事業ですので、令和10年度末をもって廃止することといたしました。

なお、令和8年度以降は、激変緩和として、デマンドタクシー利用者との不均衡を是正するため、段階的に自己負担を求めていくこととしております。

最後に、高齢者等訪問理美容サービス事業費です。

こちらは、在宅の要介護高齢者や重度の身体障害者の自宅に理・美容師が出張する際の出張費を助成するもので、カット代自体は本人負担となっております。こちらのサービスですが、調べてみたところ、民間で行っております独自の出張サービスの費用と比較した場合、本市がこれまで支給した額よりも安い費用で出張を行っている実態が見受けられましたので、出張費について、これまで1回につき4,000円支給していたものを2,000円に減額します。あわせて、これまでの手続について、ケアマネジャーによる申請等利用手続が不便だというお声もいただきましたので、利用者増を目指しまして申請手続方法の見直しも行いました。

以上が事務事業の見直しとなります。

続きまして、当初予算について御説明しますので、一般会計予算書を御用意ください。

162ページ、163ページをお願いします。

主に163ページの右側の説明欄を中心に説明します。

3款民生費です。社会福祉総務費1億1,000万円余りは、福祉3課の管理職給与費などの経費で、その下、社会福祉監査費7,600万円余りは、指導監査課の職員給与と事業費となっております。

その下、健康福祉総務費1億2,800万円余りは、健康福祉総務課の職員給与と事業費で、その下から2行目、福祉避難所整備事業費補助金920万円は、社会福祉施設など民間の福祉避難所の運営に必要な備品や非常食などを整備する経費、また訓練実施に係る経費を支援するもので、その下の福祉避難所整備事業費は、公の福祉避難施設の運営に必要な備品を購入するもので、240万円余りを計上しております。

次の民生委員活動費1億1,600万円余りは、民生委員児童委員の報償費のほか、民生委員協力員への実費弁償相当額や地区民生委員協議会への運営補助等です。民生委員児童委員については、今年度改選がございまして、令和8年2月末時点の民生委員の充足率は、定員741人に対して658人で、欠員が83人と大変厳しい状況となっておりますが、引き続き欠員の解消に努めるとともに、民生委員活動を支援してまいります。

その2つ下、国民健康保険費30億円余りは、国民健康保険事業特別会計への繰出金ですが、特別会計予算については、後ほど説明しますので、165ページをお願いします。

下から10行目、地域共生社会推進費2億7,800万円余りは、高知市型共生社会の実現に向けて施策を推進する地域共生社会推進課に係る予算でして、主な内容は、職員給与費のほか、下

から3行目の地域福祉活動推進事業費1億1,800万円余りは、重層的支援体制整備事業として地域支援を行います高知市社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターの人件費などとなっております。

その下、社会資源情報収集提供事業費430万円余りは、介護、障害、子育て等に関する公的機関や民間のボランティア団体など、地域資源の情報が検索できるシステム、通称L i c o ネットの運営経費となります。

その下、高知市社会福祉協議会事務費補助金は、高知市社会福祉協議会の運営に係る事務費を補助するもので、9,400万円余りを計上しております。

少しページ飛びまして、173ページをお願いします。

173ページ中ほど下の後期高齢者医療費70億円余りの計上ですが、その2つ下の後期高齢者医療広域連合負担金53億円余りは、後期高齢者の医療費の2分の1を国、県、市がそれぞれ4対1対1で公費負担するもので、後期高齢者医療事業特別会計繰出金15億円余りは、国民健康保険と同様に、保険基盤安定制度や事務費負担などの経費を繰り出すものです。

また、後期高齢者特定健康診査等事業費1億2,000万円余りは、後期高齢者医療広域連合から受託して実施しております特定健診に係る経費です。

後期高齢者医療の特別会計についても後ほど説明します。

次の細目ですが、介護保険費約52億円の主な経費については、介護給付費等繰出金約46億円のほか、地域支援事業費等繰出金1億8,500万円余りは、地域支援事業に係るサービスの法定負担分などを特別会計へ繰り出すもので、その下、低所得者保険料軽減繰出金約4億1,000万円は、消費税10%引上げ時にできた軽減措置で、保険料の第1段階から第3段階までの方の保険料の軽減強化を行うための繰出金です。

一番下の中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金890万円余りは、県の2分の1補助を活用した新規事業で、土佐山・鏡地域における介護サービスを提供する事業者に対しまして、訪問、送迎時間に応じた交通費等を補助することで、サービスの確保、充実を目指します。

介護保険の特別会計についても後ほど説明します。

175ページをお願いします。

上から2つ目の細目、包括的支援事業・任意事業費約6億7,000万円余りと、その次の細目一般介護予防事業費6,400万円余りは、重層的支援体制整備に伴いまして、介護保険事業特別会計から一般会計に移行したものです。財源としては、それぞれ国、県、市の法定負担割合のほか、繰入金として包括的支援事業・任意事業費については、65歳以上の1号被保険者の保険料見合いの23%分、一般介護予防事業費については、1号被保険者と2号被保険者の法定割合の保険料50%を充当しております。これらの予算は、本来、福祉事務所の所管ですが、介護保険料が入っておりますので、こちらで説明させていただきます。

まず、包括的支援事業・任意事業費ですが、基幹型地域包括支援センターの職員の人件費のほか、市内13か所の地域包括支援センター運営業務委託料であります包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で3億7,000万円余り、高齢者の在宅生活を支えるための支援体制の構築や社会参加促進を目指して各地域包括支援センターに配置しております生活支援コーディネーターの人件費や第1層・第2層協議体の運営を行います生活支援体制整備事業費約6,600万円が主なものとなっております。

次の細目の一般介護予防事業費は、保健師や理学療法士の職員給与のほか、いきいき百歳体操会場の運営支援や百歳体操のサポーターの活動、こうち笑顔マイレージの事業に関する経費を計上しております。

その下、認知症施策推進費60万円は、認知症施策推進計画を策定するための経費となっております。

少し飛びまして、191ページをお願いします。

下のほうになりますが、4款衛生費です。保健衛生総務費2億6,000万円余りは、主に救急医療関係の予算で、総合あんしんセンターで実施しております高知市休日夜間急患センター、高知市平日夜間小児急患センターの運営に必要な経費のほか、小児救急医療の2次救急体制のための費用などを計上しております。

また、この細目の白丸、れんけいこうち高知赤十字病院施設整備費元利償還金補助金4,100万円余りは、災害拠点病院として長期浸水区域から移転整備されました高知赤十字病院の建設費の一部を県と協調して支援しているもので、期間は令和元年から10年度までとなります。

少しページ飛びまして、199ページをお願いします。

下のほうですが、高知医療センター運営費は、医療センターの運営負担金で、構成団体の県と市が医療センターの建設改良費や、次の201ページに記載していますとおり、結核医療、周産期・小児医療、救急医療、高度特殊医療などに係る経費の一部について、基準に基づき支援するもので、市の負担分としては、派遣している職員の給与費も含め、総額で19億9,000万円余りを計上しております。

201ページ中ほどにありますへき地診療所費2,500万円余りですが、こちらは土佐山へき地診療所の運営に係る特別会計への繰出金です。

1つ飛ばしまして、ここからは保健所の運営費となります。

保健所管理運営費2億8,000万円余りは、地域保健課の職員給与や総合あんしんセンター施設管理費、塩田町にあります保健福祉センター施設管理費などに要する費用で、そのうち白丸のところですが、保健福祉センター施設整備事業費290万円余りは、空調チラーの一部改修費で、次の203ページの一番上にあります総合あんしんセンター施設整備事業費負担金1,300万円余りは、自家発電機の操作盤の更新費用となります。

次の細目、保健所事業費1,200万円余りは、地域保健課が所管する医療安全推進や薬事等指導に関する事業などに要する費用です。

このうち、下から4つ目の災害医療救護活動推進事業費260万円余りは、高知市災害時医療救護計画に基づきまして、災害拠点病院や救護病院などに配備しております緊急連絡用衛星携帯電話のランニングコスト、また救護病院を中心に行っております災害医療救護訓練に係る経費を計上しております。

生活食品総務費580万円余りは、生活食品課のシステム保守経費や事務費となります。

その下の細目、生活環境費1億1,000万円余りは、職員給与費のほか、理美容、クリーニング、旅館業など、生活衛生関連営業施設に対する許認可や監視、検査業務の経費、その他専用水道への衛生指導や害虫駆除対策に係る経費を計上しております。

次の細目、食品保健費1億9,200万円余りは、職員給与費のほか、食品に起因する健康被害発生の予防に関する指導や営業停止の処分、また食中毒の拡大や再発を防止するための営業許可施設への指導や、食品添加物や農薬の残留濃度を分析する検査機器等の適正な維持管理及び

精度管理に係る経費を計上しておりまして、205ページの上から3つ目、4つ目に丸がついていますが、検査機器等整備事業費については、こうした検査機器の維持管理費等となります。

次の細目の動物愛護推進費約6億5,900万円は、職員給与のほか、狂犬病予防接種や動物愛護推進事業、また動物愛護センターの整備事業費負担金などとなっております。

このうち、5つ目の猫不妊去勢手術助成事業費560万円余りは、子猫の殺処分数の削減を図るため、クラウドファンディングも活用しながら、猫の不妊去勢手術費用の一部を助成するものです。

次の地域猫活動支援事業費320万円余りは、地域で生活する猫を適正に管理する地域猫活動を行う市民団体に対し、活動費用の一部を補助するものです。

白丸の動物愛護センター整備事業費負担金については、重点施策で説明しましたので、省略します。

次の細目の食肉衛生検査費1億3,000万円余りは、職員給与費のほか、主に屠畜、食鳥・BSE検査など、食肉衛生検査事業などに係る経費で、二重丸の食肉衛生検査所検査機器整備事業費4,100万円余りは、LC-MS/MSシステムなど、精密検査機器の更新費用となります。

次に、3目健康増進推進費の細目、健康増進総務費2,800万円余りは、健康増進課の職員給与や事務費となります。

その下、健康増進費3億6,000万円余りは、次の207ページに記載していますとおり、健康増進法に基づきます健康教育や胃がん、子宮がん、大腸がんなど、各種検診事業の経費を計上しておりまして、各種検診については、引き続き検診受診率の向上を目指して取組を進めてまいります。

また、この細目のうち、中ほど下のがん患者アピアランスケア支援事業費補助金300万円は、脱毛や乳房切除など、がん治療における外見変貌を補完するかつらや乳房補整具の購入費を助成する事業です。

次の細目、精神保健費8,500万円余りは、自傷他害のおそれのある精神障害者の措置入院のための経費や精神障害者の社会復帰の支援、さらには自殺予防啓発のための経費です。

下から3行目にあります精神障害者アウトリーチ支援事業費600万円余りは、精神疾患が疑われる方の安定した生活や重症化予防を目的として、精神保健福祉士など多職種による訪問支援を行うもので、事業は土佐病院に委託しております。

次に、209ページをお願いします。

2行目の細目難病対策費2,100万円余りですが、こちらは職員給与費のほか、難病相談支援員を配置するなど、難病患者の在宅療養生活を支援する経費です。

予防費の細目予防接種費11億円余りは、会計年度任用職員給与費や管理費のほか、子供や高齢者の定期接種の経費でして、下から10行目、昨年度から新規予防接種として始まりました高齢者带状疱疹予防接種事業費1億6,400万円余りや、高齢者を対象としました高齢者インフルエンザ予防接種事業費1億9,200万円余り、次の211ページに移っていただきまして、2行目、重点施策でもお話ししました令和8年度からの新規事業でありますRSウイルスワクチン接種事業費5,600万円余りなどを計上しております。

その下、新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、令和6年度に定期接種化されて以降、接種率が下がっておりますので、実績に基づきまして1億2,000万円余りを計上しております。

す。

次の細目の感染症対策費 1 億600万円余りは、職員給与費のほか、結核、肝炎ウイルス、エイズ、風疹などの感染症対策事業や各種感染症の検査事業費を計上しております。

以上が健康福祉部の福祉事務所以外の一般会計予算です。

次に、特別会計ですが、特別会計の予算書と、厚生分科会説明資料を使って説明させていただきます。

まず、厚生分科会説明資料の 2 ページをお願いします。

国民健康保険事業特別会計、いわゆる国保特会の当初予算の全体図を示しております。参考にまた後ほど御参照ください。次の 3 ページで説明します。

まず、一番上、令和 8 年度の当初予算額については、314.4 億円で、対前年度比マイナス 1.9 億円、対前年度予算比で 99.41% の予算となっております。

1 つ目の丸、県に支払う事業費納付金についてですが、県が算定した金額に見合う保険料収入を確保する必要がありまして、2 段落目のところですが、県から示されております令和 8 年度の分については、子ども・子育て支援納付金制度の開始に伴い、総額 78.7 億円で、対前年度 0.2 億円の増、1 人当たり納付金額は 5.3% の増となりました。

次に、令和 8 年度当初予算の編成に当たっては、仮に保険料率を据置きとした場合、8 年度は 1.7 億円の黒字が見込まれます。これは、所得上昇による保険料収入の増加が要因でして、また所得に応じて算定される応能割と所得にかかわらず賦課されます応益割、こちらを試算したところ、後期高齢者支援金分について、応能対応益が 59 対 41 となり、条例規定の 50 対 50 の比率から乖離していることが分かりましたので、これを是正する必要が生じました。

したがって、令和 8 年度は、所得割を引き下げることとし、賦課限度額の国基準引上げに伴う改定を行った上で、本市の国保運営基金を 1.3 億円活用することで、1 人当たり保険料を平均 6,000 円弱減額いたします。

次に、令和 8 年度の重点実施事項ですが、(1) 保険料収納額の確保としまして、7 年度は滞納処分の適正な執行とともに、滞納者への早期納付勧奨やコンビニ収納等の利便性の確保等適正な収納業務を実施いたしました。8 年度におきましても、現年度分収納率を 94% と設定し、被保険者の状況を踏まえた上で適正な対応を図ってまいります。

次に、(2) 効果的な保健事業の実施と疾病予防・重症化予防の推進による医療費の適正化の取組です。

① 特定健診未受診者に対する効果的な受診勧奨事業の実施に加えまして、健診結果説明会や年度途中国保加入者への受診券の随時発行、関係機関と連携した啓発や 39 歳健診等を進めてまいります。

② 特定保健指導の訪問利用勧奨や巡回型集団健診当日面接の分割実施、また ICT を活用した指導等による実施率、改善率の向上に取り組めます。

(3) 国への要望としまして、地方単独事業であります子ども医療費助成については、いわゆる市単カットという国費減額調整が令和 6 年度に廃止されました。しかし、障害者医療費助成等に係る減額調整は継続されておりますので、減額調整そのものの廃止について引き続き国に要望してまいります。

4 ページをお願いします。

歳出に関する事項については、(1) 県が算定する国民健康保険事業費納付金が、基礎賦課

分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合計して、対前年度比でプラス0.2億円、(2)として、保険給付費1人当たりの伸び率を、令和8年度の診療報酬改定に加えまして、高知市は入院医療費が高い地域性がありますので、それを勘案しまして、予算ベースでプラス4%と算定しておりますが、全体の被保険者数が減少しておりますので、全体の予算額としては、対前年度マイナス1.1億円としております。

(3)国民健康保険システム等の標準化が終了したことにより、総務費、いわゆる事務費が、対前年度マイナス1億円となりましたので、(1)から(3)を踏まえまして、歳出予算額は対前年度マイナス1.9億円の314.4億円を見込んでおります。

次の歳入予算事項について、(1)保険給付費等交付金は、県からの保険給付費や国の調整交付金のことで、プラス0.3億円の232億円余りです。

(2)の保険料収入については、プラス0.2億円の49億円余りですが、令和8年度には改正点が5つございまして、①令和8年度から新設されます子ども・子育て支援納付金制度に係る保険料賦課が開始されます。

8ページを御覧ください。

これは国の資料の抜粋です。子ども・子育て支援金制度の概要となります。制度の詳細な説明は省略しますが、子育て支援のメニュー拡充、拡大のため必要な財源として、医療保険制度の枠組みを活用して支援金制度が創設されました。

次の9ページを御覧ください。

こちらは、各種医療保険の加入者1人当たりの支援金額の比較表となります。国保については、表の下から2段目、こちらが市町村国保の平均試算額となります。令和8年度の試算額は、全国の平均で200円となっております。これを12か月分掛けますと、200掛ける12で2,400円となり、本市の平均2,500円程度と近い金額になります。この支援金は、10年度まで段階的に引き上げられるようになっておりますので、表右に移っていただいて、9年度は300円、10年度は400円になると試算しております。

4ページにお戻りください。

中ほど下、(2)の②介護納付金制度に係る賦課方式の変更です。本市では、これまで介護納付金については、所得割・均等割・平等割の3方式で賦課を行ってりましたが、令和12年度の県内保険料率統一時では、所得割・均等割の2方式で行うことになっておりますので、8年度に高知市においても2方式に変更することで、統一後のルールに合わせることにしました。

③保険料賦課限度額の引上げです。国基準の引上げに合わせまして、基礎賦課分を1万円引き上げ、それと新設されます子ども・子育て支援納付金の賦課限度額が3万円ですので、合わせて4万円の引上げとなり、限度額の上限は、現行の109万円から113万円となります。

次の5ページの上の表は、それぞれの賦課限度額と賦課方式について、改正前と後を比較して載せておりますので、参考にしてください。

続きまして、④保険料軽減対象世帯の所得判定基準ですが、こちらも国基準に沿って改正を行いまして、5割軽減基準額は30.5万円から31万円に5,000円、2割軽減基準額については、56万円から57万円に1万円それぞれ引き上げまして、軽減対象を拡大しております。

⑤所得割の引下げについては、所得上昇による保険料収入の増加により、保険料率を据え置いた場合に1.7億円の黒字が見込まれると説明しました。また、後期高齢者支援金分の応能割と応益割の負担割合を是正するため、令和8年度においては所得割を引き下げることで、さ

らに本市の国保運営基金1.3億円を活用することで、1人当たり平均6,000円弱の保険料の減額改定を行います。これを踏まえまして、1人当たりの保険料の算定額は、(ア)、(イ)、(ウ)の合計となりますが、(ア)医療分の1人当たり保険料算定額は前年度比500円増の8万9,500円に、(イ)介護納付金分は1,200円増の2万4,200円に、子ども・子育て支援納付金分は1人当たり2,500円となります。

(3)一般会計繰入金は6ページをお願いします。

こちらに内訳表を載せております。表の下、色かけの部分に総計とありますが、総計は前年度比2.6億円マイナスの30.1億円余りとなっております。

内訳は全部で7項目ありますが、上の保険基盤安定制度分については、2割、5割、7割軽減分に対する財政補填がメインでして、被保険者数の減少に伴い、前年度より5,000万円余り減となる17億6,400万円となりました。

未就学児均等割保険料繰入れは1,080万円、産前産後保険料繰入れとして530万円、普通交付税で繰入れ基準額の8割が算入されております国保財政安定化支援事業分については2,500万円余り減の5億1,600万円余りとなっております。事務費等分については、システム標準化が終了しましたので、1.1億円余り減の5億9,000万円余り、その下、出産育児一時金については、令和8年度から廃止となりました。その下、地方単独事業実施による国費カット分の基準外繰入れ分ですが、こちらは1,200万円余り減の1億1,000万円余りとなっております。

5ページに戻っていただきまして、一番下、(4)基金の繰入金ですが、これまで御説明しましたとおり、令和8年度は1.3億円を繰り入れることとしております。

7ページをお願いします。

こちらは、令和8年度の所得階層別の保険料の一覧表です。表の左側に所得階層の段階を示しておりまして、それぞれの所得階層について、表の右側に、7年度と8年度の限度額の比較を掲載しております。今回の改正によって、賦課限度額を4万円引き上げましたので、表の下の高所得階層の方は負担増となっております。また、表の中ほどにマイナスという表示が載っておりますけれども、所得割の引下げや基金の繰入れにより、中間所得階層の方については、前年度と同じ所得であれば減額となるよう設定しております。

ただし、表の一番上、最も所得の低い階層であります7割軽減世帯の方については、令和8年度から全ての階層の方に子ども・子育て支援納付金分が賦課されますので、その上乗せ分だけはどうしても御負担をお願いすることとなりますので、何とぞ御理解をお願いいたします。

国民健康保険の特別会計は以上となります。

次に、へき地診療所事業特別会計について、特別会計予算書で説明しますので、特別会計予算書の147ページをお願いします。

令和8年度の予算規模は5,700万円で、人件費増などにより100万円の増となっております。

151ページをお願いします。

こちらは歳入の事項別の内訳です。事業収入1,600万円余りは、診療報酬や患者さんの自己負担金などから成る医業収入ですが、患者数の減少により前年度から59万円余り減少しております。この医業収入見合いとなる県支出金も120万円余りの減となっており、これに対して繰入金は260万円余り増の2,500万円余りとなっております。

次の152ページをお願いします。

こちらは歳出ですが、事業費5,600万円は、高知大学への指定管理料となります。この会計

については、歳出の見込額から医業収入と県補助金等の収入を差し引きまして、その不足分を一般会計から繰り出して収支の均衡を図る仕組みとなっております。

へき地診療所の予算の説明は以上となります。

再び分科会予算説明資料に戻っていただきまして、今度は介護保険事業特別会計を説明しますので、10ページをお願いします。

こちらは、介護保険事業特別会計の総括表になりますが、表の右側で説明します。歳出の概要です。令和8年度全体の会計規模は、表の下に記載しておりますように、7年度当初比でマイナス約1.1億円、0.33ポイント減の99.67%で、約340億円となりました。

令和8年度の歳出ですが、表の右側の上、1款総務費6.9億円余りは、総務管理費がシステム標準化に係る経費が減少したことで前年度から約1.3億円減となっております。

2款保険給付費317億円余りですが、1項介護サービス等諸費約290億円は、対前年度比0.04ポイント減とほぼ横ばい状態ですが、2項介護予防サービス等諸費は、対前年度比で7,000万円余り増の約7.7億円を見込んでおります。

下の表に移りまして、5款地域支援事業費については、後ほど特別会計予算書で説明しますが、全体で4,500万円余り減となる11.7億円余りを計上しております。

8款繰出金は、一般会計で説明しました重層的支援体制整備事業として一般会計に移行した地域支援事業に係る法定の保険料見合いの繰出金で、1,400万円余り増となる2億円余りを計上しております。

その下の6款指定介護予防支援事業費は、介護予防のケアプランの作成に係る経費を計上しており、全体で1.7億円となります。

次に、歳入予算に関する事項ですが、11ページをお願いします。

介護保険料については、本市で65歳以上の第1号被保険者の保険料を徴収しておりまして、(1)の①令和8年度の保険料収入の総額は、対前年度比0.11億円減の62.16億円と見込んでおります。

続きまして、②一般会計の繰入金ですが、先ほど一般会計で説明しましたとおり、対前年度比1.65億円減の約52.45億円で、そのうち事務費等繰入金が約1.41億円減の6.83億円、介護給付費繰入金が0.04億円増の39.66億円となっております。地域支援事業等繰入金は、0.12億円減の1.86億円、低所得者対策として保険料軽減のための繰入金は、0.16億円減の4.1億円となっております。

また、③介護保険事業運営基金繰入金は、令和8年度は7.5億円を取り崩すこととしております。

(2)の歳出は先ほど申しましたので、省略いたします。

2、保険料収納率の設定ですが、年金から天引きされています特別徴収は収納率100%、納付書や口座振替による現年度分普通徴収の収納率は93.2%と見込んでおります。

3、令和8年度の報酬改定については、報酬改定は通常3年ごとですので、9年度に改定が行われますが、今般の物価高騰等による事業者の経営難や介護職員の処遇に対応するため、8年度に介護分野の職員の処遇改善と食費の基準費用額の引上げが行われましたので、全体で改定率2.03%の報酬改定が行われております。

以上が介護保険事業特別会計の概要です。

続いて、特別会計予算書の冊子218ページ、219ページをお願いします。

こちらは、地域支援事業の項目になります。こちらも福祉事務所の基幹型地域包括支援センターの予算となりますが、介護保険事業特別会計の中にありますので、こちらで説明させていただきます。

219ページの5款1項包括的支援事業・任意事業費の1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費640万円余りですが、こちらは地域ケア会議や事例検討会、研修の事業費を計上しております。

2目任意事業費3,400万円余りは、在宅の要支援高齢者への配食サービスや成年後見制度への支援、集合住宅に入居する高齢者を支援する高齢者住宅等安心確保事業、それから認知症サポーター養成事業などの生活支援事業の経費を計上しております。

3目在宅医療・介護連携推進事業費1,900万円余りは、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることができますよう、医療・介護の関係機関の連携を推進するための事業費を計上しております。

次の4目認知症総合支援事業費600万円余りは、認知症を疑われる人や認知症の当事者、それからその家族を支援し、適切な医療・介護の利用につなげるための認知症初期集中支援チームに関する経費のほか、認知症カフェに関する経費、普及啓発に関する経費や行方不明者を早期発見するネットワークに関する経費を計上しております。

221ページをお願いします。

表の中ほどにあります介護予防・生活支援サービス事業費8億2,500万円余りは、主に要支援認定者や基本チェックリストにより対象となった方が利用されます第1号訪問型・通所型サービスに要する経費です。

次の介護予防ケアマネジメント事業費1億6,800万円余りは、総合事業のサービスを利用するためのケアマネジメントや基幹型地域包括支援センター内に所属しておりますケアマネジャーの給与のほか、委託先の地域包括支援センターのケアマネジャーの配置委託料や民間の居宅介護支援事業者に委託するケアプラン作成経費を計上しております。

223ページをお願いします。

3項一般介護予防事業費の細目、介護予防普及啓発事業費1億400万円余りですが、元気な高齢者を対象に、生活機能の維持向上を図る1次介護予防事業の一環として民家や公民館で行われます、なごやか宅老事業の運営経費です。

その下、配食サービス事業費690万円余りは、自宅への栄養バランスの取れた弁当の配達と安否確認を行う事業ですが、最初に事業見直しでお話ししましたように、令和8年度からは対象者を非課税世帯のみとさせていただいております。

その下、一般介護予防事業評価事業費の日常生活圏ニーズ調査事業費380万円余りは、次期計画策定の基礎資料となります市民向け調査の費用です。

その下、地域リハビリテーション活動支援事業費480万円余りは、令和8年度の新規事業として、介護の認定申請相談があった際に、地域包括支援センター職員とリハビリ専門職が家庭訪問し、専門的な支援、視点で自立支援型のアセスメントを行うとともに、もし改善の見込みがあるような方に対しては、訪問型サービスC事業などをお勧めするなど、高齢者の自立支援を促進しようとする事業です。

1つ飛ばしまして、下の段の6款1項指定介護予防支援事業費の細目、予防給付ケアマネジメント事業費1億6,900万円余りは、要支援認定を受けた方が介護予防サービスを利用する際

のケアプランを作成する本市のケアプランセンター職員の給与と民間の居宅介護支援事業所にケアプラン作成を委託する費用です。

以上が地域支援事業関連の予算の説明です。

次の後期高齢者医療事業特別会計予算の説明については、再び分科会資料の12ページに戻ってください。

12ページと13ページが後期高齢者医療の説明ですが、主に12ページで説明します。

まず、後期高齢者医療事業特別会計ですが、一番上、令和8年度当初予算は、対前年度比約5.25ポイント、3億4,400万円増の69億円を計上しております。

主な増減理由として、保険料については、被保険者の増、所得増、それから限度額改定の影響により約3.5億円の増加を見込んでおります。

次に、令和8年度は2年に1度の保険料率の改定の年となります。後期高齢者負担率の引上げや診療報酬改定による医療給付費の増加等により保険料必要額が増加する見込みですので、事業運営基金を取り崩すことで保険料の抑制を図るとともに、所得割率は対前年度比マイナス0.47ポイントの10.31%に、均等割額は対前年度比4,400円増の6万400円としました。また、国保と同じく、子ども・子育て支援納付金の賦課が後期高齢者医療でも開始されます。所得割率は0.24%、均等割額は1,393円、賦課限度額は2万1,000円と設定されております。

次の令和8年度の平均被保険者数の見込みは5万5,400人と、対前年度比で1,130人増加の見込みです。

令和8年度の制度改正については、まず低所得者の保険料負担軽減を図るための医療分の均等割軽減割合を7割軽減から7.2割に引き上げられております。次に、医療分の賦課限度額を5万円引き上げましたので、80万円から85万円となります。また、国保と同じく、税制改正に伴う保険料軽減判定所得の基準見直しがありまして、5割軽減世帯と2割軽減世帯の基準所得をそれぞれ5,000円と1万円拡充しております。

令和8年度の当初予算の説明は以上となります。

引き続きまして、こちらの説明資料で3月補正について説明します。

14ページをお願いします。

なお、補正予算の説明書の該当ページについては、30ページから33ページまで、それから36ページ、37ページになりますので、後ほど参照ください。

(1)健康福祉総務課の福祉避難所整備事業費、補正額は1,500万円です。財源として、国の交付金が2分の1充てられます。これは、在宅療養児・者の災害時電源対策として、市が所管しております福祉避難所に医療機器用リチウムイオン蓄電装置4台、それからポータブル電源とソーラーパネルを9台ずつ購入して、福祉避難所に配備するものです。

(2)地域共生社会推進課の令和6年度重層的支援体制整備事業交付金返還金は、決算確定によりまして超過受入額の1,455万8,000円を返還するものです。

(3)保険医療課の後期高齢者医療広域連合負担金2,327万1,000円の減額補正ですが、こちらは、後期高齢者医療広域連合における令和7年度の共通事務費が減額となったため、本市の負担金も減額となるものです。

(4)から(7)までは介護保険課の所管となります。

(4)介護給付費等繰出金6,650万円の減額補正は、後で説明します介護保険事業特別会計の減額に連動して、一般会計からの繰出金が減額となるものです。

(5) 社会福祉法人利用者負担額軽減制度事業費の補正額は18万1,000円です。これは、低所得者の方で生計が困難な方にサービスを提供する社会福祉法人が、利用者負担額を減額し、その軽減した額が同サービス内の利用者負担額に対して一定の割合を超えている場合に補助金を交付するものでして、これまでの実績から当初予算を上回る補助が見込まれるため、不足する18万1,000円の補正を行うものです。

(6) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等事業費補助金259万5,000円です。こちらは、春野にあります医療法人仁照会が運営するグループホーム春の森の老朽化した電気設備の更新について補助を行うもので、国の補助金を活用します。

(7) 特別養護老人ホーム等整備事業費補助金の減額補正です。こちらは、第9期介護保険事業計画に基づき、令和7年度にショートステイ、いわゆる短期入所の事業所を募集しましたが、応募がなかったため、4,440万円の補助金額を一旦減額いたします。

なお、この未整備分については、令和8年度に再募集を行いますので、同額を当初予算で計上しております。

(8) 生活食品課の動物愛護センター整備事業費負担金の減額補正です。こちらは、令和7年度の造成工事の入札減により不用が見込まれます4,091万7,000円について減額を行うものです。

その下、繰越明許費の設定ですが、①と③は先ほど説明しました災害時の蓄電装置の購入とグループホームの電気設備の改修事業費の補助金です。

②は、社会福祉法人伊野福祉会のグループホームの整備補助金です。

④は今年度実施しております動物愛護センターの造成工事と実施設計の事業ですが、いずれも年度内に事業が完了しないおそれがあるため、繰越明許費を設定します。

続きまして、2の介護保険事業特別会計の補正です。

こちらは、冊子の補正予算説明書では122ページと123ページが該当となります。

(1) 介護認定審査会委員報酬400万円、(2) 居宅介護サービス給付費負担金3億円、(3) 施設介護サービス給付費負担金2億円、合計5億400万円については、決算見込みにおいて不用が見込まれますことから減額補正を行うものです。

補正予算は以上です。

15ページをお願いします。

予算外議案です。

福祉事務所以外分と福祉事務所分が両方ありますけれども、修正内容が同じものですので、一緒に説明させていただきます。

一番上は、地域保健課の高知市保健福祉センター条例の一部を改正する条例議案です。

次に、福祉事務所分としては、高知市東部健康福祉センター、高知市南部健康福祉センター、高知市西部健康福祉センター、それから高知市土佐山健康福祉センター、高知市福寿園、高知市障害者福祉センターの各条例の一部を改正する条例議案です。

こちらは、昨年9月議会で各センターの使用料の改定について御承認いただいたところですが、この貸し館の使用料の使用方法を検討する中で、これまで使用料の時間区分が、午前であれば3時間をセットとして、午後と夜間は4時間をセットとして設定されておりましたので、短時間しか利用しない方への負担が大きいという課題が見受けられました。そこで、9月議会の改定内容は引き継いだ上で、新たに1時間当たりの使用料を設けることで、貸し館使用者の

利便性の向上と短時間使用者の負担軽減を図ろうとするものです。

施行期日は公布の日として、令和8年4月1日を予定しております。

長くなりましたが、以上で健康福祉部の福祉事務所以外の予算の説明を終わります。

甲木良作分科会長

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

上田亜矢子委員

分科会説明資料の1ページですが、養護老人ホームの措置費が約1.4億円増加している背景について御説明をお願いします。

中島久味高齢者支援課長

まず、養護老人ホームについて簡単に説明させていただきます。

養護老人ホームは、市町村が入所が必要と判断した65歳以上の者を入所措置する施設で、措置を行った市町村が入所に係る費用、いわゆる措置費を負担し、入所者は前年の収入に応じた負担金を措置した市町村に支払います。また、措置費の単価は、養護老人ホームが所在する市町村が決定することとなっております。

先ほどの措置費に関する御質問ですけれども、措置費については、平成17年度に国庫負担金から一般財源化されましたけれども、地方交付税の算入単価と大きな乖離が現在生じておりまして、近年の物価や人件費の高騰等により、養護老人ホームの安定した運営が困難となっております。そこで、措置費が一般財源化された18年度と令和7年度の交付税算入単価の増加率1.413倍を各単価に乗じた金額に改定することにより、約1億4,000万円の増額となったものです。

山根堂宏委員

一般会計予算書207ページの心の健康づくり対策事業費の182万円と、209ページの自殺予防啓発事業費の33万2,000円ですけれども、自殺予防に関して心の健康づくり対策事業と自殺予防啓発事業と併せて総体的に取り組む事業ではないかと思えますけれども、事務分掌の区分と今実際に行っている自殺予防啓発事業の内容を教えてください。

井上大健康増進課長

まず、心の健康づくり対策事業費は、精神保健での嘱託医の相談がございます。それから専門心理士の報償費をお支払いするという内容と、健康増進課で精神障害者保健福祉手帳の事務、それから自立支援医療の事務がございますので、こうした事務に係る経費となっております。

嘱託医がおりますので、こうした精神保健福祉専門スタッフによりまして、早期の治療、社会復帰を支援して、本人や市民への精神障害への理解を進めているというところです。

自殺予防啓発事業費については、自殺予防のための普及啓発、こころの体温計のシステム経費となっております。メンタルヘルスの悪化などに本人や周囲に気づいていただいて、相談につながるような普及啓発を行っております。また、自殺予防の対策として、ゲートキーパーの養成に取り組んでいるところです。

山根堂宏委員

自殺予防に関するゲートキーパー等の養成の話が具体的にありましたけれども、予算では、心の健康づくり対策事業費と比べると、自殺予防啓発事業費の予算が少し少ないのではないかと

思います。具体的に、こころの体温計をホームページに掲示する事業費は運営事業費になると思いますが、どちらかというとゲートキーパーの養成に関する具体的な事業をもう少し推進すべきじゃないかと思いますが、何かそれをカバーできるようなほかの事業費があるのか説明してください。

井上大健康増進課長

まず、ゲートキーパーの養成に関してですけれども、これは基本的に年3回研修会を実施しておりますので、事務的な経費のみになっております。自殺予防啓発事業費については、先ほど申し上げたゲートキーパーの養成と、こころの体温計システムの委託費が23万円ほどになっております。残りの費用が周知啓発ですので、チラシの印刷といった事務的な経費になっております。

山根堂宏委員

今、様々なIT関係での心の病だとか様々な社会環境があるわけですから、自殺予防の事業に関しては、今後、再構築に向けた事業費の在り方を検証すべきだと思いますけれど、令和8年度のゲートキーパー等の具体的な養成内容をお考えなのか、部長に説明いただきたいと思います。

橋本和明健康福祉部長

自殺対策というのは今本当に非常に深刻な問題があらうかと思いますので、この事業自体を見直して縮小するときではないと考えております。先ほどの予算の比較の部分で言いますと、専門職の人件費が含まれていたりというところで、金額としてどうかというのはあらうかと思いますが、自殺予防の啓発については、啓発カードの配布をして、いろんな方の目に留まるようにすることで、何かちょっと落ち込んだりしたときに相談ができるような啓発にも取り組んでおりますので、今後、これからの取組の中で事業費としても拡充できるところは対応していきたいと思います。

岡崎豊委員

まず、一般会計予算書の211ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業費について、接種者が減少傾向にあるという御説明でしたが、傾向について、数字的なものを教えていただきたいと思います。

島内裕史地域保健課長

令和6年度の実績で、接種件数が大体1万4,000件弱でした。今年度、2月末時点で、約6,000件と大幅に減っている状況です。6年度の接種率でいいますと、14.1%あったものが、7年度については10%あるかないかぐらいの状況で、接種率についてもどんどん減っているという状況です。その中で来年度の見込みを立て、今回の1億2,000万円の予算を確保しているところです。

岡崎豊委員

具体的に接種を受ける方の人数をどの程度想定されていますか。

島内裕史地域保健課長

大体6,500人程度です。

岡崎豊委員

減少傾向にある中でも、令和8年度については7年度とほぼ同数という見込みをされているということよろしいですか。

島内裕史地域保健課長

令和6年度から定期接種になったんですけれども、まだ6年度の実績と7年度の実績が出ていないところで、7年度の接種件数の落ち込みが、たまたま感染が広がらなくて落ち込んでいるのか、6年度がたまたま5年度からの流れで多かったのかというところの見極めが難しいところがありまして、今年度の額に合わせるような形で予算は取っております。

岡崎豊委員

分かりました。ワクチン接種の方の人数の動向については、十分注意を払っていただきたいと思います。

それから、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費110万円の予算の内訳について教えていただきたいと思います。

島内裕史地域保健課長

予算では、2名分10件程度で予算を取っております。

岡崎豊委員

人数と件数は分かりました。具体的な健康被害と救済について、どういう名目の給付費になるのか、その内容を教えていただきたいと思います。

島内裕史地域保健課長

新型コロナウイルスワクチン接種で健康被害に遭った場合で、その方が病院を受診して、入院や通院する医療費をこの制度で賄いますので、その費用になります。

岡崎豊委員

健康被害はどういった形で受け付けて、どういう機関で判断するのか、その仕組みを教えてください。

島内裕史地域保健課長

健康被害を訴える方がまず申請してきます。次に、地域保健課でその健康被害について審査会を行った上で、国にその申請書を送付します。国で認められたら、認定結果が高知市に届きますので、その後、医療費等について救済していく流れです。国で不認定になるケースもありますので、そこは国で判断されるものだと思っています。

岡崎豊委員

分かりました。申請があった場合については、滞りない事務手続をしていただくようお願いいたします。

特会の223ページの地域リハビリテーション活動支援事業費480万円について、まず、この事業の仕組みについて詳しく教えてください。

野村友視基幹型地域包括支援センター所長

この事業は、要支援、要介護認定の申請相談時に相談を受けた人に対して、リハビリテーション専門職員が自宅を訪問し、フレイル状態の回復の見込みがある方に対して、自立の可能性を助言して、身体機能の改善に導くといった事業となっております。

岡崎豊委員

相談のあった方について専門職が訪問するということですが、派遣元はどういった所で、どういった専門職の方が訪問するのかお伺いします。

野村友視基幹型地域包括支援センター所長

専門職については、理学療法士または作業療法士の方で、委託先は、その職員がいる法人に

なります。

岡崎豊委員

相談される方の年間の人数と、予定している専門職の方の人数を教えてください。相談される方に対して専門職が十分訪問できる体制が取れるかどうかというところを心配しているんですけども、どういう判断をされているかも含めてお願いします。

野村友視基幹型地域包括支援センター所長

専門職の方が何件訪問するかということについては、予算上は359人を想定しております。この想定に対して、今予定している医療法人は、この人数であれば大丈夫という事前の確認はできています。

岡崎豊委員

その359人の想定の根拠について、現状でどのぐらいの相談があつて、どういうところで359人という想定が出てきたのか説明していただけますか。

野村友視基幹型地域包括支援センター所長

相談については、包括支援センターなどに要介護認定を受けたいという相談があつたときに、リハビリ専門職の方が御自宅にお伺いして、御本人の身体状況をアセスメントしていただく事業があるということで、御本人に了解いただいた場合は、行くことにしています。御本人に了解いただけない場合には、この事業は利用しないという形になります。

岡崎豊委員

現在、年間どのぐらいの申請がありますか。

濱渦佐知介護保険課長

要介護認定の新規申請については、おおむね毎年5,000件程度となっております。

岡崎豊委員

毎年5,000件あるうちの359人、いろいろ想定されての数字だと思いますが、この仕組みが介護保険の利用制限になるのではないかとこのところが危惧されます。そのあたりがないように十分配慮をお願いします。

それから、359人というのは、申請者の数から見ると非常に少ないので、もし申請する方が多くなった場合の対応をどういうふうに考えているのか教えてください。

野村友視基幹型地域包括支援センター所長

その人数が増えるとなれば、補正で予算要求したいと考えております。

岡崎豊委員

現在、地域の窓口センターでも、介護保険の申請をされているようです。地域包括支援センターの場合は専門職が対応できると思いますが、窓口センターを経由した場合は、どういう想定をされているのかお伺いします。

入木栄一健康福祉部副部長

新規事業の初回の想定として、まずは、地域包括支援センターや介護保険課の窓口に来られた方を想定しております。先ほど岡崎委員がおっしゃったように、サービスの利用の抑制ではないかという御懸念があらうかと思いますが、介護保険サービスはあくまで自立支援を目指すものですので、サービスを使いたいから認定を受けるといったときに、サービスを利用されることが、本当に御自身の生活の支援につながっているかどうかというところがあります。

訪問型サービスC事業という短期間集中型のリハビリの事業メニューを何年か前から始めて

いるんですけれども、なかなか利用に結びついていません。その理由として、すぐに介護サービスを使うことが前提になっていて、きちっとしたアセスメントができていないということを地域包括支援センターで検証しました。申請された方に一旦提案させていただいた上で、御本人様がそれに同意していただければ、アセスメントをして、短期集中型のサービスを利用することで、本来の機能を回復されるという方もモデル的にお見受けしましたので、介護保険サービスにすぐつなぐという前に、一旦こういうことを試みとしてさせていただくことを考えております。

岡崎豊委員

趣旨としては大いに理解しています。ただ、こういったときには今まですんなりやっけてもらっていたのにどうしてできないのかというようなあつれきも出てきます。特に今回は、地域包括支援センターからもいろいろ相談があると思いますけれど、丁寧な対応をしていただきたいと思いますし、申請者の方へ趣旨に沿った説明をしていただきたいと思います。

なお、説明等の資料がありましたら、後ほど回してください。お願いします。

山根堂宏委員

重点施策の概要10ページのRSウイルスワクチン接種事業についてです。令和8年4月1日からの開始で、母子免疫ワクチンが、特に妊婦の方に効果があるということですが、接種期間が限られているということについて、認知度をどのように高めていくのか、手法についてお考えがあれば説明してください。

島内裕史地域保健課長

妊婦さんの情報については、母子保健課で母子手帳の発行の際にある一定把握しておりますので、母子保健課が妊婦さんに対してアンケートを送付するときに、一緒にチラシも併せて送付させていただくということ。それから、医療機関に啓発するものを送付させていただいて、貼り紙等でお知らせをしていただく。その他あかるいまちやホームページで広報、周知をしていくこととしております。

山根堂宏委員

今の説明の中でチラシ等という話も出てきましたが、広報の在り方と周知の仕方について、特に今若い人たちはインターネットの情報が非常に重要な周知の方法だと思います。例えば、里帰り出産等の場合も利用できるのかどうかというようなQ&A等を作成するお考えなのか、御説明ください。

島内裕史地域保健課長

各個人に対してアンケートと一緒に送る中に、QRコードをつけてホームページに飛ぶようなものもつくっています。ホームページには、里帰り出産のこともきちんと書いて周知をするようにしております。また、高知市の公式LINEでも周知を図ろうと今動いております。

山根堂宏委員

最後に、QRコード等で一方的な情報ではなく、意思の疎通ができる相談をしたいということがあろうかと思いますけれど、相談窓口の在り方について御説明ください。

島内裕史地域保健課長

妊婦さんの一般的な相談窓口は、やはりこども未来部の母子保健課になると思いますけれども、保健所としては接種の対象者には、把握している方全員に周知が行き渡るようにしていこうと思っています。途中で死産や流産というケースもありますので、母子手帳を発行された方

全員というのはなかなか難しいですけれども、母子保健課と連携しながら、可能な限り全員に周知ができるように今後も検討していきたいと思っています。

山根堂宏委員

母子保健課との連携が非常に重要になってくると思いますので、部局を超えての綿密な連携をどうかよろしく願いしたいと思います。

氏原嗣志委員

直近の話で、あるケアマネジャーさんが65歳になって、もう疲れたから辞めるというようなお話をじかに聞きました。高知市域のケアマネジャーさんの充足率を聞かせてください。

濱渦佐知介護保険課長

充足率といいますとなかなか難しく、数字として把握してはいませんが、特にケアマネジャーの方が見つからないという御相談は介護保険課には来ておりません。

入木栄一健康福祉部副部長

確かにケアマネジャーさんも大分平均年齢が上がっていきまして、介護保険業務に従事していたときに、一緒にお仕事をさせていただいていた現役のケアマネジャーさんが、70歳を迎えた今も第一線でやっておられるというお話を聞きます。一方で、後を引き継ぐ方をそろそろ探さないといけないということを言いながらも、引継ぎができるほど充足されているかという、介護人材全体の問題でもあります。平均年齢が高齢化してきたことによって、あと5年先も絶対大丈夫かと言われると、新しい方の人材を育てていかないと、今の状態がずっと維持できるというふうには私どもも考えておりませんので、おっしゃるような御懸念というのは少なからず将来にはあると思います。

ただ、各ケアマネジャーさんが担当しておられる利用者さんの定員が上限を超えて、ケアマネジャーさんに頼りだけども、誰からも断られましたという御相談は、介護保険課には寄せられていないという現状です。

氏原嗣志委員

まさに今入木副部長の言われるような内容が課題になってくると思います。ケアマネジャーさんそのものの業務が、私の知る範囲でも結構忙しい傾向にあると思います。各事業所それぞれケアマネジャーさんを抱えていますが、いなくなったら事業所そのものが大変なことになりますので、方向性については十分考えていただきたいと思います。

それから、昨年、春野地域の地域包括支援センターが民間に委託されましたが、私自身の感想として、なかなか民間の事業所は相談しにくいというところがあるのですけれども、市域全体の地域包括支援センターの運営状況についてはうまくいっているのでしょうか。

野村友視基幹型地域包括支援センター所長

地域包括支援センターについては、民生委員などの関係機関と連携が取れているというふうには民生委員の方からも聞いております。特に敷居が高いとか、そういった声までは届いておりません。

氏原嗣志委員

私自身の体験として、春野庁舎にあるときは結構行きやすく、相談しやすいという感じがあったので、そういう質問をさせていただきました。地域の役割というのは大きいと思いますので、今後ともよろしく願いしたいと思います。

それから最後に、事業仕分の部分で、地域交流デイサービス事業、いわゆるミニデイの材料

費の削減について、個人質問の中でも幾つか議論をされたと思いますが、健康福祉部関係の事業仕分の部分については高齢者支援課関係の部分だけですか。

橋本和明健康福祉部長

事務事業見直しについては、市全体での基準で行うものや、個別に各部局で行ったものがございまして。全体の一覧については、財務部から提示があったかと思っております。今回資料としてお配りしたもののについては、個別事業のうち市民生活に影響がありそうなものを抜き出して提示させていただきました。

氏原嗣志委員

そうしたら、この事業仕分の8事業で削減費用は合計でどれくらいになるんでしょうか。

甲木良作分科会長

一旦休憩します。

〔午前11時45分休憩〕

〔午前11時46分再開〕

甲木良作分科会長

再開します。

先ほどの氏原委員の質問に対して、執行部で資料の準備をしていただいて、また後段、委員の皆さんにお示ししていただくようお願いいたします。

続けてください。

氏原嗣志委員

総予算についても大きな金額が出ていて、各所管においても目玉となる事業は増額あるいは継続の方向での内容の予算であるというふうに目にしています。市長は覚悟の部分という言い方をしましたが、今回、高齢者の方々に影響するような内容のものについて、どのような議論をされたかを私は聞きたいです。橋本部長に聞きたいのは、市民のためにどういう人との攻防をされたのか、健康福祉部がどれくらい頑張ってくれたのか聞かせてください。

橋本和明健康福祉部長

事務事業見直しの中で、ここに提示しているものは見直しをしたものですが、提示していないものの中には、おっしゃられるような攻防をして、従来どおりにしたものもございまして。この中でも、例えば土佐山で昔からのものである外出支援サービスについて、デマンドサービスというものに置き換わっております。いきなりこれをゼロにすることもあり得たとは思いますが、やはり今利用されている方からすると、いきなり来年度からなくなるというのは大変でしょうから、一定の経過措置を設けるという形で、いわゆるソフトランディングになるようなことで協議もしまして、今のような形になっています。

氏原嗣志委員

部としてはそういうことだと思うのですが、私が言いたいのは、高齢者なり市民に対する削減によって影響が出る部分がほかの部にもあるのではないかとということです。財務部から、所管の委員には資料として提供されていると思えますけれど、あえて言いたいのは、やはり市民目線に立った攻防の部分で、そこまでやらなくてもいいのではというところがありはしないかということです。これはあくまで私の意見です。

岡崎豊委員

今氏原委員からも指摘がありました事業見直しについて、例えば先ほどの地域リハビリテーション活動支援事業は、介護保険の本来の趣旨に沿って自立に向けた事業をされています。なごやか宅老事業やいきいき・かみかみ百歳体操等々を含めて、高齢者の方の自立支援という政策を考え直した中で、予算を削減するべきものと増額するべきものが当然出てくると思います。令和9年度に向けて再度事務事業の見直しがあると思いますので、体制としてどう充実させていくかというところを精査して、臨んでいただきたいと思います。

それに関して、考え方をもう一度お伺いします。

地域リハビリテーション活動支援事業については、本来自立に向けての事業ですと言われました。その中で、付随する宅老事業であるとか、いきいき・かみかみ百歳体操等々を含めた地域での活動との関連性をどう考え、また来年度の事業見直し等について、何かお考えがありましたらお聞きしたいと思います。

橋本和明健康福祉部長

今御紹介いただいたなごやか宅老事業やいきいき百歳体操は、高齢者が自立し、外出して会話するということが非常に重要で、先ほどの訪問型サービスC事業も含めた事業との延長線上にある事業だと思います。例えば訪問型サービスC事業で自立するときの高齢者の方の目標の一つとして、いきいき百歳体操に行くということです。例えば、作業療法士や理学療法士と一緒に、自宅の近所の散歩から始めて、最後には百歳体操の会場まで歩いていけるようにするというような事業です。そうした形で自立につながるような事業はこれから大事にしていかなければいけないとは思っております。

岡崎豊委員

それでは、基幹型地域包括支援センターが中核となって、大事な役割を果たしますので、ぜひとも地域包括支援センターからの相談を含め、目配りしながら指導していただきたいと思います。よろしくお願いします。

甲木良作分科会長

それでは、先ほどの氏原委員の質疑に対して執行部の回答準備ができたようですので、お願いいたします。

水野知宣健康福祉総務課長

先ほどの事務事業見直しの削減額についての回答ですが、事業費ベースで約1,680万円となっております。

氏原嗣志委員

受益者負担、あるいは利用者負担という原則は十分分かります。ただ、市民側からすれば、現場で一生懸命やっているんです。いわゆるミニデイを例にすると、材料費が2万円ぐらい削減されることによって、お世話している人たちの意欲がなくなってしまうのです。この事業はもう自然になくなるんだねというようなことも、お世話している方が言っておられました。そういうことがないように、これからの課題として健康福祉部には力を入れてもらいたい。そうしないと地域の事業がなくなりますよ。そのことをあえて言わせてください。

山根堂宏委員

私も、先ほど自殺予防啓発事業費の中で、どうして私がそれを言わせていただきたかったかということを言い抜かりましたので、言わせていただきます。今回の事業仕分の中で、チラシ

の印刷費の一部削減について具体的にどれくらい削減になったのか、もしくは事業を継続できるような組立てをしたのか、その事業仕分の在り方だけ説明してください。

橋本和明健康福祉部長

私が担当課から聞いている内容は、事務事業見直しの中で、印刷費等々が削減されるので、今年度の予算の中からしっかり後年度にも対応できるような形で構えておく聞いております。

岡田はるか副分科会長

国民健康保険について、県に対して基金も適正に活用してほしいと要望もしていると思いますけれども、その後の状況や変化などがあればお聞きしたいです。

安岡伸久保険医療課長

県にも、基金が積み上がっているということで確かに要望をしております、令和8年度については、激変緩和ということで一定基金を投入いただけることになっております。

岡田はるか副分科会長

今回の引上げについて、分科会の説明資料に単身世帯の表は出ていましたけれども、子育て世代の場合で、年収がどれぐらいで限度額に達するかという試算があればお聞きしたいです。

安岡伸久保険医療課長

恐れ入りますが、子育て世帯何人で限度額に達するかということでしょうか。

岡田はるか副分科会長

子供を入れた世帯で、試算しているものがあればということです。

安岡伸久保険医療課長

この試算があくまでも7ページ一番上の概要の部分で、かつ国保世帯の平均が大体1.4人です、現在、そこだけの試算になっております。

岡田はるか副分科会長

次に、配食サービス事業費ですけれども、今回見直しとなって、対象外となる方の人数と、その方たちが自費利用に移行していくことになるのか、それともそれに代わる何かに移行されるのかどうか、どんなふうに考えているのかお聞きしたいです。

中島久味高齢者支援課長

配食サービスですけれども、去年の12月時点で課税世帯の方が57名おいでました。全体で言いますと15%ぐらいの方になります。課税世帯の方については、現在は1食当たり225円に税金を掛けたものを市が負担しておりますので、このまま事業者の想定している金額をお支払いいただければ、同じように見守りもしながら継続していただくことはできますが、市の負担がなくなるという形になります。

甲木良作分科会長

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

島内裕史地域保健課長

訂正をさせてください。新型コロナウイルスワクチン接種事業費について、何件を見込んで予算を取っていますかという質疑に対して、6,500件と回答しましたけれども、正しくは1万1,000件です。訂正します。

甲木良作分科会長

ほかになれば、健康福祉部の福祉事務所以外の所管分についての質疑を終結いたします。
一旦休憩します。

〔午後 0 時 0 分休憩〕

〔午後 0 時 59 分再開〕

甲木良作分科会長

再開します。

引き続き、福祉事務所所管分について、議案の説明を求めます。

橋本和明健康福祉部長

それでは、健康福祉部の福祉事務所所管分について、福祉事務所長から説明します。

明坂啓司健康福祉部福祉事務所長

まず、重点施策の概要について説明します。

重点施策の概要の冊子の 8 ページをお開きください。

重点施策事業の生活困窮者自立支援事業で、担当部署は福祉管理課となっております。

1 の事業目的は、様々な事情により生活困窮状態に陥っている生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援法に基づき、包括的かつ早期に伴走型支援を行うことで、日常生活、社会生活面での自立を促し、困窮状態から脱却することを目的としております。

3 の令和 8 年度の事業費は 1 億 3,500 万円余りで、主な経費は下に記載のとおりです。

4 の事業の概要及び令和 8 年度の事業内容については、平成 25 年 11 月に開設した高知市生活支援相談センターにおいて自立支援事業を開始しております。生活困窮者自立支援法の施行以降、居住支援事業等の運営を順次展開しておりまして、令和 7 年 4 月施行の生活困窮者自立支援法の一部改正に伴い、新たに住まいの総合相談窓口を現行の自立相談支援窓口と一体的に設置することによって居住支援体制の強化を行うこととしております。

また、平成 23 年度から実施しております高知チャレンジ塾については、引き続き市内 10 会場で週 2 回の開催予定としておりまして、経済的に困窮状態にある家庭の中学生に対して、高校進学に向けた支援を行ってまいります。

5 の成果目標・事業効果については、自立相談支援におきまして、経済的給付のみならず、多様かつ複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、アウトリーチ等の実施により包括的な相談支援を推進してまいります。家計改善支援においては、本市徴収部門との連携の強化により、税・国保等の滞納解消を推進します。また、就労準備支援においては、就労体験の受入先の開拓及び成功事例の積み上げによる発信力強化に取り組みます。また、就学支援員等を活用して、高知チャレンジ塾への参加促進等による高校進学支援を行うとともに、養育者支援や子供の健全育成支援を実施することで、貧困の連鎖の防止に努めてまいります。

重点施策の概要については以上になります。

続きまして、福祉事務所分の予算について、まず令和 8 年度の一般会計予算、その後、7 年度の一般会計補正予算の順で説明します。

それでは、令和 8 年度一般会計予算書の 165 ページをお開きください。

説明欄の大きい項目の上から 3 つ目、福祉管理課が所管する生活支援費 1 億 3,200 万円余りは、永住帰国された中国残留邦人の方に対しての生活費、医療費等の支援給付費や事務費、生

活相談事業等に要する経費となっております。今年2月末現在の対象者は35世帯、47人で、昨年から1世帯、3人減少となっております。

その下の大きい項目、生活困窮者自立支援費9,290万円余りは、様々な事情により生活に困窮されている方に対し伴走型支援を行うことで、日常生活、社会生活面で自立し、困窮状態から脱却することを目的として、高知市社会福祉協議会に設置しております高知市生活支援相談センターへ運営を委託しております。

内訳1つ目の生活困窮者就労準備支援事業費820万円余りは、長期間の失業やひきこもりなどが原因で直ちに一般就労に結びつくことが困難な方に対して、就労体験の支援等を通じて就労に必要な基礎的な能力の育成を目指す事業です。

次の生活困窮者自立支援事業費6,480万円余りは、メインの事業となっておりまして、様々な生活課題を抱える方に対して自立に向けたプランを策定し、包括的かつ早期に伴走型の支援を実施するものです。

1つ飛びまして、家計改善支援事業費1,270万円余りは、家計管理能力に課題があり、日常生活に支障を来している方に対して、家計の収支の見直しを行うことで、生活の立て直しを支援する事業です。

次の居住支援事業費600万円余りは、一定の住居を持たない生活困窮者に一時的な宿泊場所の提供を行い、安定した生活に向けた支援を行う事業です。

次に、167ページをお開きください。

障害者福祉総務費5億8,300万円余りから、障がい福祉課所管の予算となります。

障害者福祉総務費について、職員給与費や事務費のほか、内訳7つ目の東部健康福祉センター管理費から4つ下の春野あじさい会館管理運営費までの施設管理費は、令和6年度から8年度まで指定管理を行う高知市社会福祉協議会への委託料です。

次の在宅重度障害者移動支援事業費2,490万円余りは、いわゆるタクシーチケットのことで、在宅の重度障害者の社会活動の範囲を広めるため、タクシーなどを利用する場合の利用料金の一部、またはガソリンを給油する際のチケット代として給付するものです。

2つ飛びまして、施設整備事業に関するものとして、南部健康福祉センター施設整備事業費340万円余りは、電話機主装置及び電話機の経年劣化による不具合に伴う入替え工事、その下の障害者福祉センター施設整備事業費510万円余りは、雨漏りに伴う屋根の防水工事、その下の東部健康福祉センター施設整備事業費5,770万円余りは、製造年から25年がたち、交換時期を迎えている高圧機器の改修工事と、設置から27年経過しているエレベーターの改修工事、最後に春野あじさい会館施設整備事業費1,300万円余りは、天井のファンモーターの損傷に伴う部品交換及び配線工事と火災報知機、ガス漏れの受信機、非常放送設備の改修工事となっております。

次の大きい項目、特別障害者手当等給付費1億8,100万円は、重度の障害があり日常生活に常時介護を要する方に対して支給される特別障害者手当、特別障害児福祉手当等の経費となります。

次に、169ページをお開きください。

一番上の障害者医療助成費8億3,900万円余りは、重度心身障害児・者に対する医療助成に要する経費です。

次の大きい項目、点字図書館費1億1,000万円余りから、声と点字の図書館の予算となりま

す。

点字図書館費の内訳の真ん中あたりにあります高知声と点字の図書館ボランティア養成事業費219万円余りと、5つ下の高知声と点字の図書館ボランティア活動推進事業費427万円余りは、点訳・音訳ボランティア等の養成研修やスキルアップ、フォローアップ研修の実施、対面音訳サービスの活動助成の費用等となります。

その下、読書バリアフリー推進事業費124万円余りについては、読書バリアフリー法関連の国の補助金を活用して、録音図書などバリアフリー図書の利用を促進するため、録音図書再生機、タブレット等の貸出しや来館困難な利用者への図書及び読書機器の郵送・宅配貸出サービス等を実施しまして、障害、高齢、病気など様々な理由で読書が困難な人の読書・情報環境の向上を図るものです。

次の自立支援総務費から、再び障がい福祉課の予算となります。

2つ目の大きい項目、障害者自立支援医療費11億3,900万円余りの内訳については、腎臓、心臓等の治療に係る更生医療費10億4,000万円余りが主なものとなっております。

次に、171ページをお開きください。

大きい項目の1つ目、補装具支給費は、義足、車椅子、つえなど、失われた身体機能を補うための用具を支給する補装具支給事業費8,280万円余りが主なものとなっております。

次の大きい項目、地域生活支援事業費は、障害者の在宅生活の支援や社会参加の促進を行う事業で、主な事業として、1つ目の相談支援事業費1億3,500万円余りは、市内の東西南北4圏域に設置しております障害者相談センターの運営を市内4法人に委託し、障害者や家族からの相談に応じて情報提供や助言を行い、虐待の防止や関係機関との連絡調整を行うほか、障害支援区分の認定調査やサービスの支給決定に係る調査業務の費用です。

1つ飛びまして、障害者の社会参加促進事業費3,440万円余りは、ふれあい体験学習の実施のほか、要約筆記の派遣や筆記者の養成、手話通訳者の設置や派遣、手話奉仕員の養成を行う費用です。

4つ下の項目、移動支援事業費1億1,500万円余りは、屋外での移動が困難な障害者等に対して、地域における自立生活や社会参加を図るため、外出等の支援を行う費用です。

その下、地域活動支援センター事業費補助金5,140万円余りは、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を供与する市内6か所の地域活動支援センターに運営補助を行い、障害者等の地域活動支援の促進を図るものです。

次に、日中一時支援事業費1,940万円余りは、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援や一時的な休息を目的とする事業費です。

その下の日常生活用具給付事業費1億900万円余りは、障害児・者、難病患者等の日常生活を容易にするため、ストーマ用装具やおむつ等の生活用具の給付を行う事業費です。

下の大きい項目、障害者自立支援給付費135億7,600万円余りは、障害者総合支援法における居宅介護、短期入所、訓練等給付などのいわゆる障害福祉サービスに係る給付費と、児童福祉法における児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児を対象としたサービスを行うものです。予算については、事業者数、利用者数の増加に加え、次年度は一部前倒しで報酬改定が行われる等の理由により、対前年度と比較して約12億円、約9.8%の増となっております。

続きまして、次の老人福祉総務費からが高齢者支援課の予算となります。

下の大きい項目、在宅福祉推進費3,190万円余りは、介護保険以外の高齢者福祉サービス

で、在宅高齢者の生活支援などを実施するものです。

内訳の1つ目、生活支援ハウス管理費1,850万円余りは、鏡地区にあります生活支援ハウスの管理費となります。この施設は、家族による援助を受けることが困難な高齢者が入居する施設で、医療法人山村会が指定管理者となっております。

次に、173ページをお開きください。

上から5つ目、高齢者住宅リフォーム事業費410万円余りは、日常生活に介護を要する高齢者が居住している住宅を改良する場合に、介護保険の住宅改修の上限額を超える費用の一部を助成するものですが、今年度で事業を廃止するため、今年度末で申請の受付を終了し、令和8年度は7年度に助成決定を受けたものについて助成金の交付を行います。

1つ飛びまして、生きがいデイサービス事業費580万円余りは、介護認定非該当の虚弱高齢者に対し、通所により各種サービスを提供して、要介護状態への進行を予防するもので、法人への委託により、土佐山、鏡の2か所で事業を実施しています。

次の外出支援サービス事業費100万円余りは、土佐山地区の通院手段の確保が困難な高齢者に対し、病院への外出サービスを提供し、在宅生活を支援するものです。

次の大きい項目、長寿生きがい対策費4,220万円余りは、高齢者の生きがいづくりを目的とした各種講座を開催する経費や老人クラブ連合会への運営補助金などです。

内訳の2つ目、地域交流デイサービス事業費580万円余りは、高齢者が地域で集い、交流できる場を高齢者自身が提供し、閉じ籠もり予防や介護予防につなげるもので、老人福祉センターや公民館、小学校の空き教室など、市内28か所で実施しております。

ほかに、東部、西部、南部の各健康福祉センターや保健福祉センター、あじさい会館、木村会館等で各種講座を開催しております高齢者の生きがいづくり促進事業費2,020万円余りや、高知市老人クラブ連合会及び単位老人クラブへの補助金1,600万円余りが主な内訳となっております。

次に、175ページをお開きください。

ここからは、基幹型地域包括支援センターの予算となります。

大きい項目の1つ目、成年後見制度利用促進費2,430万円余りは、成年後見制度の普及啓発及び利用促進を図るために必要な業務を行う中核機関の運営などに必要な経費となっており、中核機関については、現在、市社協に委託して実施しております。

次の大きい項目、包括的支援事業・任意事業費と、その次の大きい項目、一般介護予防事業費は、重層的支援体制整備事業として、福祉事務所以外の予算で説明しましたので、省略いたします。

次の大きい項目、認知症施策推進費の認知症施策推進計画改訂準備事業費60万円については、次期計画策定に当たり、認知症の方やその御家族の意見を反映させるため、意見を聞く機会の創設や普及啓発などを進めるための経費を計上しております。

次の老人保護施設費から再び高齢者支援課の予算となります。

老人保護施設費8億3,000万円余りは、養護老人ホームの措置費や軽費老人ホームの事務費補助金などとなります。

内訳の1つ目、養護老人ホーム措置費6億7,700万円余りは、福寿園、千松園等の養護老人ホームの措置費となります。

次の軽費老人ホーム事務費補助金1億4,500万円余りは、軽費老人ホームあかねの里やケア

ハウス5施設の事務費補助金となります。

1つ飛びまして、高齢者施設職員ベースアップ加算事業費補助金660万円余りは、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの介護職員等のベースアップに要する経費について、1人1か月1万5,000円を上限に補助するものです。

次の福寿園管理費ですが、福寿園は社会福祉法人ミレニアムが指定管理者として運営しており、施設の管理運営費として1,810万円余り、その下、福寿園整備事業費7,500万円は、飛散防止フィルムの施工、照明のLED化、老朽化したコンデンサーの入替えに係る予算です。

次の大きい項目、老人福祉センター費5,930万円余りですが、177ページをお願いします。

老人福祉センターや西部健康福祉センター、春野デコの里などの施設管理費となっております。

以上が高齢者支援課の予算となります。

次に、ページ飛びまして189ページをお開きください。

ここからは生活保護についての予算となります。

生活保護総務費12億2,900万円余りは、主に福祉3課に配属される正職員や会計年度任用職員の人件費、事務費等となっております。

内訳の下から4つ目、金銭管理支援事業費2,480万円余りは、金銭管理に課題を抱える被保護者を支援するため、ワーカーズコープへの業務委託により金銭管理を実施しているものです。

次に、191ページをお開きください。

ページ上段の大きい項目、生活保護費180億6,000万円余りは、生活保護の扶助費、就労自立及び進学・就職準備給付金の総額となります。内訳の主なものは、基本の生活費である生活扶助費が47億1,000万円余り、家賃などの住宅扶助費が24億6,000万円余り、そして扶助費の中でも最も多い医療扶助費が約100億円で、保護費全体の半分以上を占めております。

高知市の生活保護の動向としては、平成24、25年をピークとして保護世帯数の減少が続いており、保護の相談件数は、新型コロナウイルス感染症の拡大や昨今の物価高騰の影響により高止まりしておりますが、保護世帯数は緩やかに減少を続けております。

また、生活困窮者への支援については、引き続き市社協の高知市生活相談支援センターや関係機関との連携を密に図りながら、必要な方に必要な支援や保護が行き渡るよう、今後も適切に業務を実施してまいります。

以上が一般会計予算の説明となります。

続きまして、令和7年度一般会計補正予算を説明します。

お配りしております令和8年3月市議会定例会予算決算常任委員会厚生分科会説明資料で説明しますので、御用意ください。

資料の14ページをお願いします。

1、市第16号令和7年度高知市一般会計補正予算について説明します。

補正予算書では30ページ以降となりますので、御参照ください。

まず、(1)心身障害児(者)扶養共済制度加入者保険料補助金99万円余りについては、新規加入者の増加により不足額が見込まれるため、補正を行うものです。

(2)高齢者施設非常用自家発電設備整備事業費補助金1,230万円余りと(3)救護施設整備事業費補助金660万円余りについては、社会福祉法人海の里が運営し、同一敷地内にあります養

護老人ホーム千松園と救護施設浦戸園が共有で使用する自家発電設備を整備するための補助金で、それぞれの占有面積により案分して計上しております。

(4)令和6年度生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金返還金177万円余りと(5)令和6年度生活保護費国庫負担金返還金1億8,300万円余りは、6年度の決算確定により、超過して受け入れておりました金額を国に返還するものです。

次に、繰越明許費について説明します。

補正予算書では54ページ以降となります。

先ほど補正予算で説明いたしました①と③の補助金については、年度内に事業が完了しないおそれがあるため、全額を繰越明許費として設定するものです。

また、9月議会で承認いただきました②グループホーム等整備事業費補助金7,830万円についても、年度内に事業が完了しないおそれがあるため、全額を繰越明許費として設定するものです。

以上が3月補正についての説明となり、これで福祉事務所関係の説明を終わります。

甲木良作分科会長

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

伴武澄委員

先ほどの生活保護費180億円のうち、支給している金額より医療費のほうが多いというわけですか。

明坂啓司健康福祉部福祉事務所長

医療扶助費100億円が保護費全体の半分以上を占めているということでありまして、総額では180億円程度になっております。

岡崎豊委員

まず、173ページ中段の地域交流デイサービス事業は、市内28か所で実施していると御説明いただきました。実施主体について、どういった方々が中心的に運営されているのか御説明をお願いします。

中島久味高齢者支援課長

事業自体は老人クラブ連合会に委託しておりまして、地域の方々でつくった団体がそれぞれ事業計画を立て、老人クラブ連合会に申入れし、事業を行うようになっております。

岡崎豊委員

委託内容については直接市が計画しているということではなく、老人クラブ連合会がしているということよろしいですか。

中島久味高齢者支援課長

事業の内容としては、季節の行事とか、認知症予防に効果がある手芸とか、囲碁、健康相談などを中心にやっていただくようにお願いしております。

岡崎豊委員

地域で交流の場があるというのは非常にいいことですが、大体年間何人ぐらい、御参加いただいているか把握していますでしょうか。

中島久味高齢者支援課長

令和6年度の実績で延べ6,888人の方に参加いただいております。

岡崎豊委員

ありがとうございました。ぜひともこういった地域に根差した活動については支援していただきたいと思います。

今、延べ人数を御答弁いただきました。利用されている方が繰り返し利用しているという傾向があるかと思いますが、ぜひともこの事業については新規の方を獲得できるように、新規の方の人数も評価指標として加えていただけたらと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

山根堂宏委員

先ほど説明していただいた175ページの認知症施策推進計画改訂準備事業費60万円について、事業概要のスケジュール等をもう少し丁寧に説明いただけますか。

野村友視基幹型地域包括支援センター所長

次期の認知症施策推進計画は令和9年度からの計画になっておりますので、9年度から11年度までの計画に当たりまして、認知症当事者や家族等の意見を聞く場をつくるということで、その方に対する報酬などを予算計上しているところです。

山根堂宏委員

認知症に関しては、今後の社会的な課題として重点項目に挙げられているわけですが、現状の計画についての成果や状況をどのように検証し、今後の改定に反映していくのかについて説明してください。令和8年度に、今まで実施してきた計画をどのように検証していくのか少し説明していただけますか。

野村友視基幹型地域包括支援センター所長

認知症の御本人の意向を聞きながら、今後、必要な事業について追加していきたいと考えております。今やっている認知症カフェや、その箇所数について、不足している地域の声も聞きながら、不足する地域には会場もつくっていきけるような形にしたいと考えております。

山根堂宏委員

私の認識と少し違うのは、家族や寄り添う方々の状況が家庭環境によって様々なので、そのあたりのサポート体制をしっかりと計画の中につくり込む必要があるのではないかなということです。そういったことが推進計画の中に盛り込まれているかどうかということです。

野村友視基幹型地域包括支援センター所長

認知症当事者だけではなくて、言われるように家族の方の意見も聞くようにしておりますので、その中で家族の意見も吸い上げていきたいと考えております。

山根堂宏委員

計画というのは、つくるためではなく、実効性があるものにしていけないといけないので、今までの計画の中で、御本人だけではなく御家族も含めた環境をどのように整えていくのかということが重要になってきますので、その点、策定について十分な検証とともに、リサーチをしながら進めていただきたいと思いますけれども、部長の御意見をお願いします。

橋本和明健康福祉部長

おっしゃるとおり、まず認知症のことについては、当事者のことを当事者以外が決めるなどというところがありますので、まず当事者の声を聞きます。おっしゃるように、御家族の声や、それから認知症の方々を支えている事業者の方々、いろんな方々の声をまず聞かなければならないと思います。また、現行計画の改定ということですので、今の計画自体がどうだったのか

というところは押さえた上で、新たな計画に盛り込んでいかなければならなりません。また、高知市は計画を策定していますけれども、まだ多くの市町村では策定されていないので、今後、ほかの市町村がどういうものを策定するのか情報収集しながら、新たなものをしっかりとつくっていきたいと考えています。

岡崎豊委員

点字図書館関係についてお伺いします。この秋に国民文化祭があります。点字図書館が関連している事業があると思いますが、予算等を含めて、こういった形で参加し、イベント等の開催を予定しているのか教えていただきたいと思います。

泉奈江声と点字の図書館長

令和8年の10月に国民文化祭2026がありますけれども、国民文化祭に合わせて、声と点字の図書館でも日頃交流のある高知県立盲学校の生徒さんと制作に携わってくださっている音訳・点訳ボランティアさんとの交流を深めまして、障害者の文化をどのようにやっているのかも含め、声と点字の図書館ではどのような読書バリアフリーサービスを行っているかを知っていただく機会として事業費を計上させていただいております。

岡崎豊委員

今も取り組んでいただいているとは思いますが、視覚に障害のある方だけではなく、高齢化により、読書に障害がある、読書をしにくいという方も増えていますので、その方々についての読書環境を紹介するというような広い活動をお願いします。また、新しくなった器具について御紹介をしていただいたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、171ページに補装具支給事業費8,200万円余りとありますが、この中での主な補装具の給付内容を教えてください。

大中卓実障がい福祉課長

用具の主な給付ですけれども、例えば義肢、座位保持装置、それから眼鏡や補聴器も補装具の中に入ります。一番多いのが、大きなくくりでの表現になりますが、補装具という形での給付、それから眼鏡、補聴器、車椅子が給付件数としては多い状況です。

岡崎豊委員

特に体を支えるものについては、技術的なこともあろうかと思いますが、県外でつくりたいとか、つくったという声も聞こえていますので、県内の補装具メーカーへのアプローチと、できるだけ御本人の体にフィットするような補装具ができるよう、ぜひとも役所として気配り、目配りをしてあげていただきたいと思います。

伴武澄委員

中国残留邦人の47人の給付金は、世帯当たりで給付するのか、また、幾らぐらいなのか教えてください。

和田直樹福祉管理課長

世帯単位になっています。法律自体は生活保護法に準じています。収入認定額等の差がありますので、基準額は世帯ごとによりますので、はっきり申し上げることはできませんが、生活保護費より少し基準額が高くなっています。

伴武澄委員

例えば、車を持つてはいけないとかいうのがありますか。また、住宅費や医療費について教えてください。

和田直樹福祉管理課長

ほぼ生活保護法に準じておりますので、例えば医療費等も全額出ますし、計上した基準に応じて住宅費も出ます。車についてももちろん同じ条件です。

明坂啓司健康福祉部福祉事務所長

車については、少し補足させていただきます。

中国残留邦人の支援給付は、いわゆる生活保護法と違いまして、最低生活費を保障するものではなくて、残留邦人の方が戦後、日本に帰られて、その生活を国として支援するということになっておりますので、基本原則としては生活保護法に準じておりますけれども、詳細に関しては、例えば車に関してもある一定の要件はございますが、生活保護のように要件が厳しいものではなく、生活保護法に比べるとその縛りは緩いものとなっております。

岡崎豊委員

最後に、175ページの成年後見制度についてお聞きします。中核機関は社協で、成年後見制度利用促進事業費として計上されております。第2期成年後見制度利用促進計画期間だと思うのですが、その計画に盛り込まれている内容と本年度予算を計上している事業との関係について説明してください。新しい内容がありますので、私たちとしては、中核機関の人員をもう一人役ぐらい配置してもらいたいという希望があります。その人員配置等を含めて、事業内容をどういうふうに展開されるか、御説明をお願いいたします。

野村友視基幹型地域包括支援センター所長

人員配置については、仕様書に基づいて社協と協議して事業内容に見合った人員でしております。そのため、今の事業内容であれば、人員は足りているとこちらでは理解をしております。

今回、事業計画の中で新しい内容については受任調整会議というのを委託の中でやるようにしておりますので、今後は市民後見人さんを後見人としてできるように進めていきたいと考えております。

岡崎豊委員

障害者、高齢者を含めて、これからますます成年後見制度が重要になってくると思います。第2期でありますけれども、令和8年度は中間年度で、ぜひとも普及促進するという視点でこの事業に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

甲木良作分科会長

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、福祉事務所所管分についての質疑を終結いたします。

一旦休憩いたします。

〔午後1時42分休憩〕

〔午後1時44分再開〕

甲木良作分科会長

再開します。

議案に関する説明をこども未来部に求めます。

大野正貴 こども未来部長

右肩に資料1と書いている1枚物の資料で当初予算の概要を私から説明させていただいた後に、詳細を副部長から改めて説明させていただきます。

令和7年度と8年度の当初予算の比較を交えながら説明させていただきます。

下に表が3つありますけれども、一番上の表を御覧ください。

まず、一般会計予算の概要です。令和8年度こども未来部の予算総額は304億9,600万円余り、対前年度比で2億6,000万円余り増加しています。率で申し上げますと0.9%で約1%の増加になっています。

増加要因と減少要因の主なものを申し上げます。

まず増加要因は、処遇改善等のいわゆる保育・幼稚園関係の公定価格の増ということで、民営保育所運営費で3億4,900万円余りの増、認定こども園は同様に1億9,000万円余りの増ということで、この2つの運営費で5億5,000万円程度伸びています。そして、認定こども園の施設整備事業では1億9,000万円余りの増、それから、独り親に措置する児童扶養手当ですけれども、こちらが物価スライド等に伴います手当額の増加ということで3,200万円余りの増、そして市立保育所の施設整備で2,800万円余りの増、それと人件費が人勧の改定によりまして昨年度に引き続き増加しまして、給与費のベースアップ、保育士、放課後児童クラブ支援員等の処遇改善により、1億5,000万円余りの増となっております。

一方、減少要因として大きいものが児童手当でして、対象児童の減少などにより6億9,000万円余りの減となっております。

下の表の真ん中とその下ですけれども、高知市全体の令和8年度の予算総額は1,684億円で、対前年度比は44億円、約2.7%の増となっております。こども未来部予算額が市全体の予算額に占める割合は、7年度から0.3ポイント減少して18.1%となっています。

続きまして、特別会計の概要です。

こども未来部が所管する特別会計は1事業でして、母子父子寡婦福祉資金貸付事業です。令和8年度は、対前年度比で1,000万円、10.1%の増加となっています。

増加要因としては、貸付金の見込みが増加をするといったことによるものです。

高知市全体の特別会計の歳出予算総額は1,110億4,600万円で、前年度に比べて67億5,500万円、約6.5%増加しておりまして、このうちこども未来部が占める割合は0.1%、1億900万円となっています。市全体の特別会計の歳出予算に占める割合は、令和7年度と同様の0.1%となっています。

概要の説明は以上です。

山中理枝 こども未来部副部長

それでは、市第16号令和7年度高知市一般会計補正予算のこども未来部関係、そして市第4号令和8年度高知市一般会計予算のこども未来部関係について、A4縦の予算決算常任委員会厚生分科会資料、A4縦の冊子で重点施策の概要、A4横の資料で提出議案の概要、A4横で右肩に資料2と記載のある資料を使いまして、御説明させていただきます。

それではまず、A4縦の資料、予算決算常任委員会厚生分科会資料をお願いいたします。

資料の1ページをお願いします。

令和6年度児童虐待防止対策等総合支援事業費等国庫補助金返還金で、補正額139万6,000円です。

当該国庫補助金にて会計年度任用職員の雇用を予定しておりましたが、より充当率の高い重層的支援体制の国庫補助の活用が可能となったことから、補助金に不用が出たため、国へ返還するものです。

続きまして、2ページをお願いします。

児童福祉費負担金と児童手当給付費です。児童手当に関する歳入歳出予算の減額補正となります。

下段の表、児童手当給付費で補正額6億4,379万8,000円の減額補正です。

減額理由は、児童手当の受給見込み数が減少し、年間支給額に不用が見込まれることによるもので、このことに伴いまして、上段に記載しています財源の国費、県費ともに減額となるもので、国費が5億2,154万8,000円、県費が6,115万9,000円の減額補正をお願いするものです。

続いて、3ページをお願いします。

民営保育施設費です。

いずれも減額補正で、上から家庭支援推進保育事業費補助金の補正額は2,195万5,000円、調理員等雇用費補助金の補正額は7,052万2,000円、特別支援加配保育士雇用費補助金の補正額は4,492万6,000円で、これら3事業の減額補正理由は、民営施設で保育士や調理員の雇用に至らなかったことによるものです。

表の一番下、認定こども園施設整備事業費補助金は、補正額は1億612万1,000円の減額です。

こちらは、事業実施の調整に時間を要し、工事の進捗が遅延したことによるもので、本年度予算を減額補正するとともに、次の4ページに記載しておりますとおり、一部年度内に執行が完了しないおそれがありますことから、補正後の予算額の一部2,007万2,000円を令和8年度へ繰越しをお願いするものです。

3ページへお戻りいただきまして、下段の表を御覧ください。

市立保育所費の扶助費です。

こちらは、園児数の減少によりまして、賄い材料費の不用が見込まれるため、1,000万円の減額補正をお願いするものです。

令和7年度3月補正に関する説明は以上となります。

続きまして、市第4号令和8年度高知市一般会計予算のこども未来部関係で、当初予算について主な事業を御説明させていただきます。

まず、重点施策の概要の冊子から、こども未来部では4事業となります。

1つ目ですが、冊子の12ページをお願いします。

平成28年10月から実施しております産後ケア事業です。

令和8年度の事業費は9,767万3,000円です。

事業の内容は、引き続き訪問型、宿泊型、通所型、この3つの形態によって実施してまいりますが、令和8年度は事業のさらなる充実を目指し、日々現場で御尽力をいただいている事業者の皆様のお声も踏まえ、人件費や光熱水費等の上昇により、事業所運営に係る費用も増大していることから、一部委託単価を増額させるとともに、宿泊型における加算の充実を図りました。具体的な単価の改定額について、下にあります表を用いて御説明します。

左半分が令和7年度の現行です。右半分が8年度の改定内容となっております。

表の左端の上から、通所型、宿泊型、訪問型に区分しており、通所型の委託料の単価を2万

4,000円から1,000円引き上げ、2万5,000円といたしました。さらに、その下、宿泊型の加算について、兄弟児や生後4か月以降の乳児の受入れ加算を5,000円から8,000円へ3,000円引き上げ、夜間職員を2名以上配置した場合の加算として、6,000円から8,000円へ2,000円引き上げております。また、県内他市の実態を踏まえ、利用者負担についても見直しを行い、委託料単価のおおむね1割程度といたしました。課税世帯の利用者負担を、通所型では2,000円から2,500円へ、宿泊型は4,000円を5,000円へ、訪問型は1,000円を1,500円へ引き上げることとしておりますが、課税世帯の中でも住民税均等割課税のみの御家庭は価格を据え置くよう最大限の配慮に努めました。

今申し上げました事業者への委託料と利用者負担額の見直しに加えて、令和8年度の新たなメニューとして、里帰り出産で帰省されている際に産後ケア事業を利用される方に対する償還払い制度も創設します。

13ページをお願いします。

放課後児童健全育成事業運営委託事業について申し上げます。

放課後児童クラブでは、土曜日は従来第3土曜日のみ開設していますが、通年で開設してほしいとの御要望を踏まえまして、令和8年度から、春野南ヶ丘の児童クラブにおいてモデル的に通年開設をするものです。

事業費は全体事業費3,224万1,000円のうち、土曜日開設に係ります委託費219万3,000円を計上しております。試行的に通年で土曜日開設を実施することで、真のニーズ等を把握し、より保護者ニーズにマッチした児童クラブ運営を目指してまいります。

14ページをお願いします。

こども計画策定事業です。

令和7年度から8年度にかけての2か年事業で、8年度事業費は495万円です。

令和5年に施行されましたこども基本法により市町村に策定が努力義務とされましたこども計画は、国のこども大綱や高知県こども計画を勘案し策定することとされており、本市におきましては本年8月の完成を目指しております。

本年度に実施した子供や若者を対象としたアンケートや、12月と2月末の2回にわたり開催した高校生によるワークショップで、「もしも私が市長なら」というテーマでいただいた貴重な意見や御提案を一つ一つ丁寧に受け止めまして、計画策定に努めてまいります。

15ページをお願いします。

養育費確保支援事業です。

1の事業目的にありますとおり、独り親家庭の養育費確保の推進を図るため、養育費の取決めに係る公正証書の作成費用や保証会社と養育費保証契約を締結する際の初回保証料の一部等を助成するもので、令和8年度からの新規事業です。

令和8年度事業費は、養育費確保支援事業費補助金として102万円、養育費保証契約保証料補助金として70万円を計上しております。

ページ一番下にあります右側の絵を御覧ください。

まず、支援1としまして、県と共同設置のひとり親家庭支援センターにおいて、養育費確保に関する相談支援や情報提供、また関連セミナーの開催など、養育費の重要性を認知していただくよう、周知と啓発の強化を図ります。

その上で、公正証書を作成する際の費用を助成するメニューを支援2として設け、さらにそ

の次に一歩進みまして、養育費の不払い時に備え、保証会社と保証契約をする場合に初回保証料を助成するメニューを支援３とし、相談の入り口から養育費の確実な受け取りまでを養育費確保推進パッケージとして総合的に取り組んでまいります。

こども未来部重点施策の説明は以上となります。

引き続きまして、A４横判カラーの議案概要を使いまして、重点施策以外の新規事業やその他主要な事業について説明させていただきます。

７ページをお願いします。

一番下、⑦乳児等通園支援事業給付です。

令和８年度から全国的に実施されますこども誰でも通園制度に係る費用で、公立保育所で１園、民間４施設で開設を予定しており、事業費１,１００万円を計上しております。

この制度は、全ての子供の育ちを社会全体で支援していくことを目的として、保育所等に入所していない生後６か月から満３歳未満児を対象に、１か月１０時間を上限として、遊びの場や生活の場の提供、また保護者との面談支援を行うもので、保護者の就労の有無にかかわらず、利用できる制度となっております。

８ページをお願いします。

一番下、①結婚新生活支援事業補助で、予算額６,４３５万円です。

婚姻等に伴う引っ越し費用や家賃補助等を行うものですが、これまでは家賃、共益費補助に上限月数があり、上限を３か月分としておりましたが、既に同居されていた方は引っ越し費用等が発生せず、家賃や共益費３か月分のみでは、補助上限額の３０万円に到達しない事例が多く見られましたことから、この３か月分までという上限月数を撤廃するよう、内容の再構築を図りました。

飛んで、２１ページをお願いします。

こちらは、喫緊の課題であります人口減少に対応するため、高知県が令和６年度に創設した高知県人口減少対策総合交付金を最大限に活用し、就職期から出会い、結婚、妊娠、出産、子育て期まで切れ目のない支援を実施していくことを横軸のライフステージごとに事業を並べたものとなっております。

資料の下半分が、婚姻数や出生数の増加、共働き・共育での推進に関する事業で、こども未来部が所管する事業が多くを占めておりますが、この中から、交付金活用事業として、不妊治療助成とファミリー・サポート・センター事業について御説明いたします。

では、２３ページをお願いします。

⑦一般不妊治療助成事業１,１３２万６,０００円、⑧特定不妊治療助成事業３,３９３万円です。

表が横に３つ並んでおりますが、真ん中の表が本市の助成内容で、一般不妊治療はタイミング法や人工授精による治療で、１子につき５万円を通算で２年間助成いたします。

また、その下、特定不妊治療は、体外受精や顕微授精による治療で、助成対象となります。治療開始時の妻の年齢は４３歳未満までで、治療開始年齢で異なりますが、助成回数は１子につき３回、または６回です。

さらに、本市の取組として、県の制度に１万円上乗せし、治療区分で異なりますが、助成額は１子につき４万円または７万円となります。

これら不妊治療に係る費用の支援は、子供を持ちたいと希望する方の経済的負担を軽減し、早期から治療を受けやすい環境を整えることで、夢がかなえられるよう後押しをし、出生数の

増加を目指してまいります。

その下、⑨ファミリー・サポート・センター事業は1,793万5,000円です。

この事業は、小学6年生までの子供を持つ家庭を対象に、託児や送迎などの育児援助を必要とする方と育児援助を行っていただける方とで相互援助活動を行うものです。この既存の枠組みに、令和7年度からは、保護者が土曜日に就労する際の子供の預け先としてファミリー・サポート・センターを利用する場合に利用料の一部を助成する事業をスタートいたしました。対象は、小学1年生から3年生までの低学年とし、土曜日の1時間当たりの利用料700円のうち400円を助成するとともに、当該援助活動を年に3回以上行った援助会員には、インセンティブとして報償費5,000円を追加支給することで、受皿の拡大を図ろうとするものです。

当初予算の概要説明は以上です。

続きまして、こども未来部所管事業の事務事業見直しについて、右肩に資料2と書いてあるA4横の資料を使いまして御説明させていただきます。

令和8年度予算編成に向けまして、全庁を挙げ、持続可能で安全・安心な高知市へをテーマに、全ての事業の洗い出し作業を行い、こども未来部におきましても、市の全体方針にのっとり、各課個別事業の見直しを図りました。

資料の1ページの下に記載がありますように、個別事業では、A)事業の廃止、B)縮小、C)見直し、D)中長期で検討する将来に向けた見直し検討の4つに区分され、令和8年度からこども未来部で廃止や縮小、見直し対象となった事業のうち、主要なものを次のページから御説明いたします。

それでは、2ページ、A)の廃止または予算措置の停止事業について御説明いたします。

まず、子ども育成課所管事業3件についてです。

①児童福祉施設修学旅行補助金です。

こちらは、児童福祉施設へ入所している児童の修学旅行に要する経費の一部を助成していたものです。廃止理由は、公的措置費や就学援助費等、他の支援があることから、今回廃止を決定いたしました。

次の②子育てサークル・子育て支援サークル活動事業費補助金、③子育て集いの場活動支援事業費補助金です。

こちらは、子育て家庭の孤立や育児不安の予防を目的に、地域の中でお子さんと保護者同士、また地域の支援者が気軽に集うことができる場所として、地域の方が定期的に開催する子育てサークルや子育て支援サークル活動に対する助成です。廃止については、町内会や赤い羽根共同募金等から運営費用を調達できていることや、子育て支援センター等の充実によりまして申請団体が減少しており、アンケート等による聞き取り調査の結果、補助廃止による大きな影響がないと判断し、廃止としました。

続きまして、母子保健課事業として2件あります。

④乳幼児育成指導事業費です。

この事業は、養育者が抱える育児の困難性に対し具体的なアドバイスを行うほか、子供の個性に応じた関わりができるよう、月1回の心理士による相談事業ですが、近年、早期に相談機関につなげるために、月1回の相談時を待たずに、他の専門機関等を紹介し対応していることから、廃止とさせていただきました。

3ページをお願いします。

⑤不育症検査費用助成事業費です。

不育症検査費用の一部を助成する事業ですが、事業開始の令和3年度から6年度まで申請実績がないため、8年度予算措置を停止することといたしました。今後、申請があった場合には対応できるよう、制度自体は廃止とせず、事業は継続してまいります。

続きまして、保育幼稚園課事業1件で、⑥ほのぼの保育事業費です。

こちらは、要件を満たした認可外保育施設に対し人件費や設備費等について補助するものですが、対象施設が1施設となっていたこと、また資料へは記載できておりませんが、近年の児童数減少によりまして、今年度末で当該施設が閉園となることを踏まえまして、事業廃止といたしました。

事業廃止は全部で6事業、予算削減額としては、対前年度予算でマイナス158万6,000円となりました。

次に、事業の縮小や見直しとなった主な事業です。

先ほどの事業廃止とは異なりまして、事業の縮小または一部見直しのため、令和8年度当初予算は計上をしております。

子育て給付課事業の①災害遺児手当は、令和8年度予算額33万円です。

交通事故等により生計の中心者を失った義務教育終了前の児童を養育する者等に対して児童1人当たり3万円を支給する事業で、令和8年度以降、新規受付を停止するよう見直しを行いました。理由としては、国において6年度に児童手当が拡充され、また本市におきましては、6年10月から子ども医療費助成の対象を中学生まで拡充するなど、公的給付の充実が図られたこと、また交通事故に伴う死亡者数等も大きく減少していることなどを踏まえまして、8年度以降の新規受付を停止することといたしました。

なお、令和8年3月末までに申請された方については、これまでどおり、義務教育終了まで手当の支給を行うこととしております。

次は、子ども育成課事業2件です。

②児童福祉施設交歓行事費は、令和8年度予算額27万4,000円です。

施設入所児童の交歓行事やクリスマスプレゼント、また中学、高校卒業時の記念品贈呈を行うもので、交歓行事としましてこれまでスポーツ教室を実施してまいりましたが、参加希望者の減少に伴い、既存の市のスポーツ行事への参加呼びかけへ移行するよう見直しを図りました。

なお、クリスマスプレゼントや卒業記念品の贈呈は継続することとしております。

4ページをお願いします。

③ファミリー・サポート・センター事業費です。

令和8年度予算額は1,793万5,000円で、公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンターに委託し、登録会員の援助活動に係る事業を実施しておりますが、登録会員獲得に係る業務の見直しをしまして、効率化を図ることで、委託費の削減を行いました。

最後になりますが、母子保健課事業で3件です。

④1歳6か月児健診事業費は、令和8年度予算額1,086万円、⑤3歳児健診事業費は、8年度予算額1,216万3,000円です。

いずれも集団健診方式で実施している健診ですが、少子化によりまして対象者数が減少傾向であることを踏まえ、1回当たりの健診対象定員数を維持することで、市民サービスの低下を

招くことなく、健診回数の見直しによりまして予算の削減に努めました。

⑥産後ケア事費については、先ほど詳細を重点施策の概要の中で説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

以上が見直しを図りました主要事業ですが、これらのほか、SNSの活用による郵送料の削減など、事務的経費の見直しを含めると、見直しによる削減額は、対前年度予算で総額454万3,000円の削減となりました。

説明は以上となります。

甲木良作分科会長

では、ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

上田亜矢子委員

重点施策の概要の14ページ、高知市こども計画の策定について、この計画の有無が今後、国や県からの補助事業の財政支援にどのような影響を与えるのか、この計画がないことでもらえない補助金があるのかどうかお聞きします。

高橋敬之こども政策課長

特にソフト事業については、そういった要件等はございません。ハード面でこども・子育て支援事業債という交付税付きの起債があるのですけれども、それを借りるための同意を得る条件として、こども計画に掲載されていることというのがございますので、ハード事業については、しっかり計画事業として位置づけることで有利な財源が使えるということになります。

上田亜矢子委員

アンケート調査の外部委託で令和7年度は1,300万円の予算、8年度が495万円の予算ということで、全部で1,800万円かかっているということで間違いないでしょうか。

高橋敬之こども政策課長

1,300万円が2か年の合計金額で、そのうちの495万円が令和8年度の予算額になります。

上田亜矢子委員

分かりました。アンケートと、高校生のこどもワークショップ等を行われたということですが、調査の結果はもう出てきているのでしょうか。それを見られて課長はどのようにお考えでしょうか。

高橋敬之こども政策課長

現在、集計をして、中身について検証し、報告書をまとめているところです。年度末をめどに委託業者から報告書を正式にいただく予定となっております。

受け止めですけれども、正直な意見として、生の声を非常に多く拾えたということで、しっかり計画に生かしていきたいというふうに受け止めております。

上田亜矢子委員

いいものにしていきたいと思います。よろしくお願いします。

山根堂宏委員

重点施策の概要のうち、2つの事業について1つずつお聞きしたいと思います。

まず、12ページの産後ケア事業についてです。これは利用者も、そして事業を行っている方にとっても、両方に対して非常に手厚い事業だと認識させていただきました。

そこでお伺いしたいのは、まず事業所施設の運用について、利用者から、提示されているサ

ービス内容と実際の内容に少し違いがあるという声も聞いたことがあるのですが、事業所施設の実態調査は行っているのか。また、今後、実態調査を行う予定があるのか、これをお聞きします。

植田高子母子保健課長

産後ケア事業所の内容と実態とが違うということですが、私どものほうに直接そういう御意見は今のところ来ていないのが実情です。しかし、新規施設を立ち上げるときは必ず調査に入って、安全面等全て確認させていただいています。今既存の事業については、書面での報告という形にはなっていますが、事業所とも直接やり取りをさせていただいていますので、今後、お声を聞いたりして確認はしていきたいとは思っております。

山根堂宏委員

そういったことについても、今後、進めていただきたいと思います。特に、里帰り出産に係る償還払い制度を創設されるということで、これについても非常に喜ばれる事業だと思っております。

この事業を進めるに当たって、地域子育て支援センターや親子サポートステーションとの連携が課題になるのではないかと思います。今後の連携の在り方について、問題解決のために考えているようなことがあればお示してください。

植田高子母子保健課長

産後ケア事業所から地域につながりたいというお声がありまして、答弁でも部長から説明させていただきましたが、西部地域で、先日、産後ケア事業所と地域子育て支援センター等、地域のいろいろな支援者の方たちと連絡協議会を持ちまして、意見交換をさせていただきました。同じような御意見が東部地域でもありまして、先日、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターと産後ケア事業所の顔つなぎをしましたので、そこから今度は東部地域の連携協議会の中に産後ケア事業所が入って、地域の資源を活用するという取組を進めております。これは西部地域、東部地域だけに限らず、市内全域でやっていけたらいいなと思っておりますので、今後、取組を進めていきたいと考えております。

山根堂宏委員

連絡協議会等の充実をどうか進めていただきたいと思います。

13ページの放課後児童健全育成事業運営委託について、土曜日開設を試行的に実施するというので、非常に地域限定ですけれど、成果を望むところです。お聞きしたいのは、まず希望者の枠と、その受入れの人数枠を超えた場合の選考の仕方について、説明していただけますか。

泉珠世子子ども育成課長

令和8年度からの春野の土曜日開設は、現在3か所あるうちの南ケ丘のみで実施するわけですが、運営してくださる長い坂の会が、事前に3クラブにアンケートを取ってくださりまして、現在集計中ですが、希望する方については全員通っていただけるような体制を組む予定です。

山根堂宏委員

今まで通所している方以外に、そういうところがあったら私も利用したいということもあろうかと思いますが、限られたスペースの中ではある一定の人数枠が考えられると思います。この制度設計については少し考えておく必要があると思いますけれど、何かお考えがあります

か。部長にお聞きします。

大野正貴こども未来部長

御指名をいただきましたので、私がお答えいたします。

春野については、本議会でも答弁しましたように公設民営ということで、比較的土曜日に対して柔軟な対応をしていただいたというところです。1年間様子を見た上で、需要と供給のバランスを見ながら、その受皿について旧高知市内からも受け入れていいというお返事をいただいているので、試験的にやらせていただこうと考えています。

公設民営でできることが公設公営でできないのかという疑問も当然出てくると思いますが、最終的には市内東西南北の4か所程度でやってみたいというふうには思っています。

岡田はるか副分科会長

産後ケア事業について、課税世帯の利用者負担額を委託料の1割程度に見直しということで御説明がありましたが、これまでの利用者負担の考え方がどういうふうになっていたのかをお聞きします。

また、利用者負担額を今回見直して、増額になりましたけれども、その一番の理由はどういうところか説明をお願いいたします。

大野正貴こども未来部長

産後ケア事業のルーツで申し上げますと、御承知とは思いますが、もともとは大変課題のある産婦さんに限定されていました。そのため、国はお産施設や病院に特化してお願いをするという形態を取っていたわけです。委託料全体も行政が決めて、大体その1割程度を御本人が負担するというルールでこれまで来ていたものが、何年か前に、国が、そうした課題のある産婦さんに限らなくても、1歳未満のお子さんをお持ちの母子であれば、レスパイトのために利用していただいていたということになりました。

全国的には非常にサービスが多岐にわたってきている中で、もともとの1割負担という考え方から、ホテル代として10万円要っても、20万円要っても、一律で行政が負担して、あとは自己負担でお願いするという形態も広まりつつある中で、我々は県下34市町村の中で高知市と隣の市、あるいは町が、負担額があまりにも著しく変わってくると、受け手の不公平感も生まれますので、そこは統一していこうということで、今回の価格設定をさせていただいたところです。

〔分科会長交代〕

甲木良作分科会長

委員長として、2月4日に幼稚園の連合会との意見交換会を踏まえて、当初予算で1,100万円計上されている乳児等の通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度について伺います。

今回実施予定施設が市立1園、民営が4施設、計5施設ということですが、これは市内の民間21園のうち実施希望が4園というところに対しての受け止めというか、評価を高知市としてはどういうふうにお考えであるのかを伺いたいです。

宮地豊一保育幼稚園課長

国が今年度も試行的事業として全国でやっていますが、現在の公定価格、受け入れることで園に入ってくる1人当たりの単価が非常に少ないというようなこともあって、なかなか今年度は高知市では広まっておりませんでした。国から示されたのが12月下旬で遅かったこともあり、現在の試行的事業の価格よりは単価は上がっていますが、やはりそれでもこれでは

運営できないというような判断から、今回、民営施設では4施設になっていると思っています。

今後、利用状況や園の運営状況を踏まえて、国が単価を上げてくることがあると思いますので、そういったところを見ながら、民営施設も今後動きが出てくると考えているところです。

甲木良作分科会長

ここでは利用に関して参画率が高い低いという表現ではなくて、慎重であるという表現を使わせていただきたいと思います。意見交換会の中で感じたことが2つあります。まず1つが、1日2.5時間、週1回程度の利用になるということで、非常に愛着形成が大事な時期に、教育の質の担保として、この制度が本当に子供のためになるのかというところが懸念されていました。それから、制度対応について、インセンティブがある一方で、マイナス面として、これをやるとなれば人も構えなければいけませんし、園の努力や持ち出しというリスクを背負っての事業になりますので、慎重に見送ろうというところもあったのではないかと思います。

要は、今回、スモールスタートで、取りあえずトライアルでやってみて、その後にほかの園も多分、これから自園もどうしていくかということが将来的な検討事項になってくると思います。そこで、意見交換会などで出た園側の懸念点や、その慎重な態度に対して、高知市が、そうじゃないですよとか、実際こうでしたよというふうに距離を埋めていくことが必要ではないかということに対する所見を伺いたいと思います。

大野正貴こども未来部長

それについては、先ほど説明申し上げました産後ケア事業が1歳未満の母子、こども誰でも通園制度が3歳児未満の乳幼児ということで、やはり目的の1つはレスパイトであって、虐待などを防いでいこうという狙いもあってやっているのですけれども、甲木分科会長のおっしゃるとおり、じゃあそれで採算が合うのかということです。

2つパターンがあって、余裕活用型であれば、従来の人員で回して運営ができますので、まだ経営的には大丈夫かもしれませんが、改めてそのクラスをつくるとなったら、当然雇用も生じてくるわけですから、そこは国に対して高知市だけが言ってもなかなか太刀打ちできないこともありますので、中核市市長会等を通じて国へ要望していきたいと考えています。

〔分科会長交代〕

甲木良作分科会長

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、こども未来部に対する質疑を終わります。

一旦休憩いたします。

〔午後2時28分休憩〕

〔午後2時30分再開〕

甲木良作分科会長

再開します。

これにて当分科会で予定しておりました議案審査は全て終了しました。

分科会長報告については、分科会長に一任でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのようにいたします。

以上で予算決算常任委員会厚生分科会を閉会いたします。

〔午後 2 時30分閉会〕